

令和2年度兵庫県中小企業融資制度要綱

第1章 総 則

第1 目 的

この要綱は、令和2年度兵庫県中小企業融資制度（以下「融資制度」という。）を設けることにより、金融機関及び兵庫県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の協力を得て、県内の中小企業者等が県内において必要とする資金を円滑に供給し、これら中小企業者等の経営の安定と発展を図り、もって本県経済活力の源泉である中小企業の活性化に資することを目的とする。

第2 融資対象者及び中小企業者等の定義

原則として県内に事業所を有し、保証協会の保証対象業種に属する次の者を融資対象者とする。

1 中小企業者

次のいずれかに該当する者

- (1) 中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する会社及び個人企業
- (2) 中小企業信用保険法施行令第1条第2項に定める業種については、同施行令に定めるその業種ごとの資本の額若しくは出資の総額又は常時使用する従業員の数以下の会社及び個人

2 協同組合等

「中小企業団体の組織に関する法律」（昭和32年法律第185号）で定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会

3 振興組合等

「商店街振興組合法」（昭和37年法律第141号）に定める商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

4 同業組合等

「生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」（昭和32年法律第164号）で定める生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会

5 水産加工業協同組合等

「水産業協同組合法」（昭和23年法律第242号）に定める水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

6 その他の法人

中小企業信用保険法第2条第1項第5号に定める医業を主たる事業とする法人

7 特定非営利活動法人

中小企業信用保険法第2条第1項第6号に定める特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）

8 組合等

2から5に規定する組合

9 中小企業者等

1に規定する中小企業者、6に規定するその他の法人、7に規定するNPO法人及び8に規定する組合等

第3 融資枠及び融資制度の区分

この融資制度の融資枠は1兆3,000億円とし、次に掲げる融資に区分し、それぞれの融資枠は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---------|
| 1 事業展開融資 | 1,500億円 |
| 2 経営安定融資 | 1兆700億円 |
| 3 一般事業融資 | 680億円 |
| 4 神戸市独自資金 | 120億円 |

第4 資金措置

1 事業資金の貸付及び預託

県は、融資制度の実行に必要な貸付資金として、予算の範囲内でこの要綱に定める必要な金額を、3月31日を期限として保証協会へ貸し付け、保証協会は、県の指示により取扱金融機関へ預託するものとする。

2 継続資金の貸付及び預託

県は、貸付年度の次年度以降、継続資金として、予算の範囲内でこの要綱に定める額を、毎年4月1日から翌年3月31日まで保証協会へ貸し付け、保証協会は、県の指示により取扱金融機関に預託するものとする。

3 貸付利率及び預託利率

この要綱の定める利率とする。ただし、この利率で預託できない場合は、別途県が指示するものとする。

4 貸付金及び預託金の返納

(1) 保証協会は1及び2の貸付金について、約定利子とともに県の納入通知書により県へ返納するものとする。

(2) 取扱金融機関は、保証協会の指示により、預託金を保証協会へ返納するものとする。

5 貸付及び預託の日の特例

4月1日が金融機関の休日に当たるときは、その翌営業日に貸し付け、及び預託するものとし、3月31日が金融機関の休日に当たるときは、その前営業日まで貸し付け、及び預託するものとする。

第5 取扱金融機関

別表1に掲げる金融機関の県内に所在する店舗とする。

ただし、立地資金および新型コロナウイルス感染症対策にかかる6資金(経営円滑化貸付(新型コロナウイルス感染症対応資金)、経営円滑化貸付(第16 経営安定融資 3(1)①キ、ケ及びサの場合)、借換等貸付(第16 経営安定融資 3(2)①イの場合)、経営活性化資金(第17 一般事業融資 3(4)イの場合))については、県外に所在する店舗でも取り扱えるものとする。

第6 取扱期間及び受付機関

取扱期間及び受付機関は別表2のとおりとする。

ただし、取扱期間中においても融資枠に達したときは、この取扱いを打ち切ることがある。

第7 融資手続等

1 受付

商工会議所・商工会及び神戸市は、融資希望者から融資申込書及び添付書類(以下「融資申込書等」という。)の提出があったときは、速やかに記載内容の確認を行い、融資対象として適当と認めるときは、信用保証を必要とするものは保証協会へ、信用保証を必要としないものは融資希望金融機関へ送付するものとする。

2 保証審査

(1) 保証協会は、融資の申込みがあったとき、又は受付機関から融資申込書等が送付されたときは、適切な審査のうえ速やかに保証の諾否を決定し、保証を承諾したときは、融資申込書及び保証書を当該融資希望金融機関へ送付するものとする。

(2) 融資申込書に融資希望金融機関の明示がないとき、及び融資希望金融機関から融資不可能の通知をうけたときは、融資を可能とする取扱金融機関へ速やかにあつ旋するものとする。

(3) 保証審査の結果、信用保証を否決したとき、及びあつ旋融資が不可能と決定したときは、その旨を当該融資希望者へ通知するものとする。

3 融資審査

- (1) 取扱金融機関は、融資の申込みがあったとき、又は受付機関若しくは保証協会から融資申込書等が送付されたときは、適切な審査のうえ速やかに融資の可否を決定し、融資が可能と決定したときは、融資を実行するとともに、保証付融資の場合は、その結果を保証協会へ通知するものとする。
- (2) 取扱金融機関が融資審査をした結果、融資が不可能と決定したとき又は融資対象として不適当と判断したときは、その旨を当該融資希望者へ通知するものとする。

4 期中支援

融資実行した案件については、金融機関は必要に応じて、保証協会と協力のうえ適切な期中支援に努めるものとする。

第8 保証及び融資状況の報告

1 保証協会

保証協会は、毎月末の保証付融資の状況を取りまとめ、翌月10日までに兵庫県中小企業融資制度保証付融資状況報告書（様式第33号）により県地域金融室へ報告するものとする。

2 取扱金融機関

取扱金融機関は、毎月末の融資（保証なし）状況を取りまとめ、翌月10日までに兵庫県中小企業融資制度融資実行（保証なし）報告書（様式第34号）に当該報告に係る融資申込書を添え、県地域金融室へ報告するものとする。また、神戸市独自資金（保証なし）については納税証明書をあわせて県地域金融室へ送付するものとする。

なお、別表3において指定する申込書等については、保証付、保証なしにかかわらず、あわせて県地域金融室へ送付するものとする。

第9 様式

融資制度の実施に必要な様式は、別表3のとおりとする。

第10 報告及び調査

- (1) 県は、融資制度の関係機関及び利用者に対して、必要があると認めるときは報告を求め、又は調査を行うことができる。
- (2) 県は、融資制度の利用者が、この要綱の規定に違反して、資金を利用していると認められるときは、融資金の全部又は一部の償還を求めることができる。

第11 両建預金の禁止

取扱金融機関は、融資制度による融資に当たっては、過大な両建預金を求めてはならない。

第12 関係機関の協力

融資制度の関係機関は、相互に連絡協調のうえ、融資制度の円滑な実施に努めるものとする。

第13 次年度にまたがる融資実行の取扱い

当該年度に融資申込みを受け、融資実行が次年度にまたがる場合は、次により取り扱うものとする。

1 当該年度の融資制度が、次年度においても存続する場合

- (1) 融資の実行が次年度にまたがって行われるときは、次年度の要綱の規定を適用する。この場合において、融資条件の変更により保証書を変更する必要があるときは、保証協会の所定の手続きを行うものとする。
- (2) 次年度の要綱の制定が4月以降となる見込みのときは、事前に次年度の要綱の運用について通知を行うので、この通知に基づき融資を実行するものとする。

- (3) これら融資の実行は、全て次年度の要綱に基づき実施されたものとして扱い、融資の実

績も次年度の実績として報告するものとする。

- 2 当該年度の融資制度が廃止された場合、次年度において当該融資制度を一部吸収した新しい融資制度に移行した場合及び特別対策融資制度の場合

当該年度の融資制度で定められた融資条件により実施し、融資の実績も当該年度の実績として報告するものとする。

第14 融資の対象とできない者

融資希望者が次に該当する場合は、この要綱に定める融資制度を利用することができない。ただし、要綱に別途定めがある場合及び特別に保証協会が保証を承諾する場合は、それに従う。

- 1 保証協会の保証付融資を受け、その返済金につき延滞中であるとき、及び代位弁済中であるとき。
- 2 1の連帯保証人となっているとき。
- 3 金融機関から融資を受け、その返済が延滞しているとき。
- 4 不渡手形を出し、その買戻しがされていないとき、又は金融機関との取引が停止されているとき。
- 5 他債務のために法的措置を受けているとき。
- 6 事業の形態、実績等から見て事業者と認めがたいとき。
- 7 資金が融資対象事業に直接利用されないと認められるとき。
- 8 同一家族の者が重複利用していると認められるとき。
- 9 返済能力がないと認められるとき。
- 10 許可、認可、免許、登録又は届出などの必要な業種で、その許可、認可及び免許を受けていないとき、又は登録済及び届出済でないとき。
- 11 融資申込者と連帯保証人が相保証となっているとき。
- 12 大企業等から単独で50%以上の出資を受けているとき。
- 13 暴力団員等反社会的勢力と認められるとき。

第2章 融 資 制 度

第15 事業展開融資

1 融資枠及び融資区分

資 金 名	新分野 進出資金	設備投資 資 金	立地資金	観光・商業 資 金	ユニバー サル資金	開業資金	
						新規開業 貸 付	再挑戦 貸 付
融資枠	450億円	665億円	110億円	65億円	5億円	200億円 (うち、経営者保証 免除貸付10億円)	5億円

2 資金措置

資金名 区 分	新分野 進出資金	設備投資 資 金	立地資金	観光・商業 資 金	ユニバー サル資金	開業資金
預 託 額	216億8,879 万円以内	401億9,840 万円以内	52億5,641 万円以内	39億8,190 万円以内	2億9,411 万円以内	136億6,666 万円以内
令和3年度以降は、県が予算の範囲内で別途算定した額						
貸付利率 預託利率	無利息					
預託期間	令和2年度を 含み、11か年 度以内	令和2年度を含み、16か年度以内			令和2年度を含み、11か年度 以内	

3 融資対象

(1) 新分野進出資金

① 第二創業貸付

次のア又はイのいずれかに該当する中小企業者等

ア 次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者で、かつ、次の(エ)に該当する者

(ア) 県内で引き続き1年以上同一事業を営む者

(イ) 県外も含め引き続き1年以上同一事業歴があり、県内でその事業を営む者

(ウ) 県外で引き続き1年以上同一事業歴があり、県内でその事業を営もうとする者

(エ) 事業計画を作成し、次のいずれにも該当する者

a 現在の事業と日本標準産業分類の細分類(4桁分類)の異なる業種に属する事業分野に進出しようとする者

b 新分野進出後も、継続する現在の事業の売上高が総売上高の概ね50%以上あること

c 新分野進出事業に着手していることが明らかである者又は着手することが確実と見込まれる者

イ 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する者

(ア) 県内で引き続き3年以上同一事業を営む者

(イ) 事業計画を作成し、次のいずれにも該当する者

a 現在の事業と日本標準産業分類の細分類(4桁分類)の異なる業種に属する事業分野に進出しようとする者

b 新分野進出事業に着手していることが明らかである者又は着手することが確実と見込まれる者

② 事業応援貸付

次のア又はイのいずれかに該当する中小企業者等で、かつ、次のウ又はエに該当する者

ア 県内で事業を営む者

イ 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者

ウ 融資実行後、概ね2年以内に売上額の増加が見込まれる者

エ 創業又は新分野進出後1年以上5年以内の者で、新事業展開が見込める者

③ 経営革新貸付

次のア又はイのいずれかに該当する中小企業者等で、かつ、次のウに該当する者、及びアに該当する中小企業者等で、かつ、次のエに該当する者

ア 県内で事業を営む者

イ 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者

ウ 「中小企業等経営強化法」に基づき「経営革新計画」の承認を受けた者（計画期間中の者に限る。）

エ （公財）ひょうご産業活性化センターが実施する「中小企業支援ネットひょうご」の成長期待企業として支援決定を受けた者

④ 事業承継支援貸付

次のアからエのいずれかに該当する者

ア 県内で事業を営む中小企業者等で、事業承継において、その事業を承継しようとする者、又は承継した者

イ 中小企業経営承継円滑化法第12条の規定に基づき認定を受けた者、又は認定を受けた会社の代表者個人

ウ 国の全国統一保証制度である「事業承継特別保証制度」を利用する者

エ 国の全国統一保証制度である「経営承継借換関連保証」を利用する者

⑤ 海外市場開拓支援貸付

次のア及びイに該当する者

ア 県内で事業を営む者

イ 適正な事業計画により、海外で事業を展開しようとする者

⑥ 新技術・新事業創造貸付

次のアからキまでのいずれかに該当する中小企業者等

ア （公財）ひょうご産業活性化センターが実施する「新事業創出支援貸付」の貸付(内定)を受けた者

イ 県が実施する「じばさん兵庫ブランド創出支援事業」「地場産業海外展開支援事業」の認定を受けた者

ウ 中小企業地域資源活用促進法に基づく「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた者

エ 農商工等連携促進法に基づく「農商工等連携事業計画」の認定を受けた者及び「ひょうご農商工連携ファンド」の助成を受ける者

オ 県が実施する「ひょうごNo.1ものづくり大賞」、「ひょうごクリエイティブビジネスグランプリ」、「ひょうご優良経営賞」で顕彰された者

カ 県が実施する「ひょうごオンリーワン企業等認定・支援事業」の対象と認定された者

キ 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者で、かつ、次の(ウ)から(カ)のいずれかに該当する者

(ア) 県内で事業を営む者

(イ) 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者

(ウ) 別表4に例示する健康・福祉・シルバー関連産業を営む者

(エ) 別表5及び別表5の2に例示する先端技術機器の製造若しくは導入等、又はこれらを用いたサービスの提供若しくは導入を行う者

(オ) 県立工業技術センターの認定を受けて、先端技術機器の製造若しくは導入等、又はこれらを用いたサービスの提供若しくは導入を行う者

(カ) 業務用燃料電池の導入を行う者

(2) 設備投資資金

① 設備投資促進貸付

次のア又はイのいずれかに該当する中小企業者等で、かつ、次のウからカまでのいずれかに該当する者

ア 県内で事業を営む者

- イ 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者
- ウ 新製品の生産、新規事業への進出、生産能力向上などのため機械・設備等の新設等を行う者
- エ 事業の効率化や改善・継続などのため、老朽化した機械や車両の買替え等、既存設備を更新しようとする者
- オ 雇用する労働者のため、事業所内保育施設の設置、増改築を行う者
- カ 雇用する労働者のため、次に例示する事業所内の福利厚生及び就労環境改善のための施設の設置又は設備等の整備を行う者
 - (ア) 社員寮・社宅等の施設（社員寮・寄宿舎・社宅等）
 - (イ) 給食施設（食堂・炊事場等）
 - (ウ) 休憩室・保健衛生施設（休養室、浴室、洗面所、更衣室、仮眠室、保健衛生室等）
 - (エ) 社員の育児のための利便施設（児童図書館等）
 - (オ) 通勤施設（通勤用バス・通勤者用車庫等）
 - (カ) 教養文化施設（図書室・集会室等）
 - (キ) レクリエーション施設（保養所等）
 - (ク) 体育・健康増進施設（体育館・トレーニング室・テニスコート・その他運動施設）

② 防災促進貸付

次のア又はイのいずれかに該当する中小企業者等で、かつ、次のウに該当する者

- ア 県内で事業を営む者
- イ 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者
- ウ 策定した事業継続計画（BCP）に基づき、施設の耐震改修、非常用通信設備導入等の防災関連の対策を行う者

(3) 立地資金

① 拠点地区進出貸付

「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」の規定に基づく拠点地区に進出する者で、次のアに該当する者として県の確認を受け、かつ、イに該当する者

- ア 国際経済地区における国際経済交流事業、工場立地促進地区における工場立地事業、都市再生高度業務地区における高度業務事業、又は工場跡地等再生促進地区における再活性化事業を実施する者
- イ 県内常用雇用者を11人（研究所では5人）以上雇用する者

ただし、促進地域（但馬地域、丹波地域、淡路地域、北播磨地域（西脇市及び多可町）、中播磨地域（神河町）、及び西播磨地域（赤穂市、たつの市（旧新宮町の区域に限る）、宍粟市、上郡町及び佐用町）内においては、県内常用雇用者を6人（研究所では5人）以上雇用する者

② 産業団地進出貸付

県外も含め事業実態があり、県が別に定める産業団地の土地を購入又は賃借（定期借地を含む）し、工場等の新・増設を行う者で、次のアに該当する者として県の確認を受け、かつイに該当する者

ア 次のいずれかの事業を営む又は営もうとする者

- (ア) 製造業
- (イ) 流通関連業
- (ウ) 情報サービス業
- (エ) その他県が産業政策上、特に必要と認めた事業

イ 土地取得後3年以内に操業を開始する見込みのある者

(4) 観光・商業資金

① 商店街活性化貸付

次のア又はイのいずれかに該当する中小企業者及び振興組合等

- ア 県内で事業を営む商店街振興組合等で商店街の近代化又は活性化を図ろうとする者

イ まちづくり会社で商店街の近代化又は活性化を図ろうとする者

② 空き店舗等再生貸付

次のア又はイのいずれかに該当する中小企業者等で、かつ、ウに該当する者。ただし、営業開始後1年未満の者を除く。

ア 県内で事業を営む者

イ 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者

ウ (公財) ひょうご産業活性化センターの「ひょうご空き店舗情報」に掲載されている空き店舗又は市町の空き家バンクに掲載されている空き家を拠点として事業を行う者

③ 観光・おもてなし貸付

次のア又はイのいずれかに該当する中小企業者等で、かつ、次のウからクのいずれかに該当する者

ア 県内で事業を営む者

イ 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者

ウ 旅館業法に基づく許可を受けて、観光客を対象とする事業(季節営業を含む。)を営む者

エ 観光客を対象とする観光事業(ドライブイン、レストハウス、駐車場、休養施設等)を営む者

オ レクリエーション施設(スポーツ施設、教養・文化施設等)の整備を行う者

カ ナイトライフの充実につながる事業(レストラン・スポーツバー等)を営む者

キ 県内のスキー場において、人工降雪機・人工造雪機、グリーンシーズンのゲレンデ利用を見据えた設備導入等の整備を行う者

ク 旅館・ホテルの営業許可を受け、ホテル・旅館の新築又は改修を行う者

④ 受動喫煙対策整備貸付

次のア及びイのいずれにも該当する中小企業者等

ア 県内で事業を営む者

イ 受動喫煙対策のための整備を行う者

⑤ 旅館等雇用対策貸付

次のア及びイに該当する中小企業者

ア 旅館・ホテルの営業許可を受け、県内で旅館業を営む者

イ 旅館等県内宿泊施設を、「兵庫県耐震改修促進計画」に基づく多数利用建築物として耐震改修を行う者

(5) ユニバーサル資金

① ユニバーサル推進貸付

次のア又はイのいずれかに該当する中小企業者等で、かつ、次のウからオのいずれかに該当する者

ア 県内で事業を営む者

イ 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者

【観光施設のユニバーサル化を行う場合】

ウ 「旅館業法」に基づく許可を受けて、観光客を対象とする事業(季節営業を含む。)を営む者、観光客を対象とする観光事業(ドライブイン、レストハウス、駐車場、休養施設等)を営む者又はレクリエーション施設(スポーツ施設、教養・文化施設等)の整備を行う者であって、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第17条に基づく特定建築物の建築、修繕、改修を行う者

【事業所のユニバーサル化を行う場合】

エ 障害者の新規雇用又は継続雇用を行う者で、障害者が作業を容易にするために配慮された施設の設置又は設備等の整備を行う者

オ 労働協約若しくは就業規則により65歳以上までの定年延長等又は継続雇用制度を実施し、高齢者が作業を容易にするために配慮された施設の設置又は設備等の整備を行う者

(6) 開業資金

① 新規開業貸付

適正な事業計画により、新規に事業を開始しようとする者で、次のアからカのいずれかに該当し、かつ、キからケの全てに該当する者

ア 事業を営んでいない個人で、借入金額から2,000万円を引いた額以上の自己資金相当額を有し、かつ、1か月以内（認定特定創業支援事業による支援を受ける者は6か月以内）に県内で事業を開始しようとする具体的な計画を有する者

イ 事業を営んでいない個人で、借入金額から2,000万円を引いた額以上の自己資金相当額を有し、かつ、2か月以内（認定特定創業支援事業による支援を受ける者は6か月以内）に新たに会社を設立して県内で事業を開始しようとする具体的な計画を有する者

ウ 事業を営んでいない者が営業を開始して1年未満の者

エ 中小企業者である会社で、新たに中小企業者である会社を設立し、当該会社が県内で事業を開始する具体的な計画を有する会社

オ イからエのいずれかに該当する会社で、かつ、取扱金融機関から、当該貸付額に対する1割以上のプロパー融資を、経営者保証なしで同時に受けられる者、又は融資申込時まで、取扱金融機関において、経営者保証なしのプロパー融資の借入残高がある者

カ アからウのいずれかに該当する者で、かつ、在留資格「経営・管理」の資格取得が見込まれる外国人

キ 許認可等を必要とする事業を開業しようとする場合は、当該許認可等を受けている又は受けることが確実と見込まれる者

ク 保証協会の保証により開業資金の調達をしていない者

ケ 開業しようとする事業に着手していることが明らかである者又は着手することが確実と見込まれる者

② 再挑戦貸付

次のいずれかに該当する中小企業者で、経営状況悪化による事業廃止の日又は解散の日から5年以内に、適正な事業計画により再起業を図る者

ア 事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始する者

イ 事業を営んでいない個人で、2か月以内に新たな会社を設立し事業を開始する者

ウ 再起業してから6か月以内の者

4 資金使途

(1) 新分野進出資金

① 第二創業貸付

新分野進出に必要な設備資金及び運転資金とする。

ただし、県外から進出し、これから事業を営もうとする場合は、設備資金に限る。

② 事業応援貸付

ア 業況の回復・発展に必要な設備資金及び運転資金とする。

イ 創業・新分野進出後の新事業の発展に必要な設備資金及び運転資金とする。

ただし、県外から進出しこれから事業を営もうとする場合は、設備資金に限る。

③ 経営革新貸付

ア 「経営革新計画」の推進に必要な設備資金及び運転資金とする。

ただし、県外から進出し、これから事業を営もうとする場合は、設備資金に限る。

イ 成長期待企業として承認を受けた「事業実施計画」の実施に必要な設備資金及び運転資金とする。

④ 事業承継支援貸付

ア 事業承継又は事業承継時までに必要な設備資金及び運転資金とする（3(1)④ウのうち事業承継後の場合、及び3(1)④エを除く）。また、有価証券取得費用、のれん代等を含むが、有価証券の取得については、原材料の安定確保や下請企業の育成又は販売先の確保等、経営の維持・拡大を目的としたものに限る。

イ 3(1)④ウ及びエについては、事業承継前における保証人（エの場合は現代表者に限る）を提供している信用保証協会の保証付融資の既往借入金の返済資金（借換資金）とする。

⑤ 海外市場開拓支援貸付

ア 海外における物販・サービス、物流、生産等の事業を行うために必要な設備資金とする。

イ アの事業立ち上げ（物販施設の営業開始、物流、生産施設等の本格操業開始等）までに必要な運転資金とする。

ウ 出資割合が10%以上となる場合及び出資割合が10%以上である場合における外国法人の発行する株式、出資の持ち分の取得に必要な資金とする。

エ 海外事業の実施に係る調査に必要な資金とする。

⑥ 新技術・新事業創造貸付

ア 「じばさん兵庫ブランド創出支援事業」、「地場産業海外展開支援事業」、「地域産業資源活用事業計画」、「農商工等連携事業計画」又は「ひょうご農商工連携ファンド事業」の事業化計画に必要な設備資金及び運転資金とする。

イ （公財）ひょうご産業活性化センターが実施する「新事業創出支援貸付」の貸付（内定）を受けた事業の事業化計画に必要な設備資金及び運転資金とする。

ウ 県が実施する「ひょうごNo.1ものづくり大賞」、「ひょうごクリエイティブビジネスグランプリ」、「ひょうご優良経営賞」で顕彰された者、「ひょうごオンリーワン企業等認定・支援事業」の対象と認定された者が技術改良や販路開拓、経営品質の向上等に直接必要な設備資金及び運転資金とする。

エ 別表4に例示する健康・福祉・シルバー関連産業を営み、又は営もうとするのに必要な設備資金及び運転資金とする。

オ 先端技術機器の製造若しくは導入等、又はこれらを用いたサービスの提供若しくは導入等に直接必要な設備資金及び運転資金とする。

ただし、ア～オのいずれも、県外から進出しこれから事業を営もうとする場合は、設備資金に限る。

(2) 設備投資資金

① 設備投資促進貸付

事業計画の実施に必要な設備資金及び設備投資に伴う運転資金とする。ただし、土地のみの購入は原則として融資対象としない。

また、車両購入の場合において、以下のア及びイの場合は融資対象としない。

ア 自動車NO_x・PM法の排出基準に適合しない車両からの買替え（旧車両を解体廃車する場合）

イ 燃料電池自動車・電気自動車・天然ガス自動車の購入

② 防災促進貸付

策定したBCPに基づく防災関連の対策に必要な設備資金及び運転資金とする。

(3) 立地資金

① 拠点地区進出貸付

「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」の規定に基づく拠点地区への進出に必要な設備資金（土地の購入費を含む。）とする。

② 産業団地進出貸付

県が別に定める産業団地への進出に必要な設備資金（土地の購入費を含む。）とする。

(4) 観光・商業資金

① 商店街活性化貸付

商店街及び小売市場等の環境整備、店舗の増改築、駐車場等の施設整備等を行うために必要な設備資金及びこれに伴う運転資金とする。

② 空き店舗等再生貸付

(公財) ひょうご産業活性化センターの「ひょうご空き店舗情報」に掲載されている空き店舗又は市町の空き家バンクに掲載されている空き家において事業を実施するために必要な設備資金及び運転資金とする。

③ 観光・おもてなし貸付

観光事業の活性化等に必要な設備資金(防災施設の整備等を含む。)及びこれに伴う運転資金とする。ただし、県外から進出しこれから事業を営もうとする場合は、設備資金に限る。

④ 受動喫煙対策整備貸付

受動喫煙対策に伴う改修等に必要な設備資金とする。

⑤ 旅館等雇用対策貸付

耐震改修中の休業期間に対応する従業員への賃金支払いに必要な資金とする。

(5) ユニバーサル資金

① ユニバーサル推進貸付

観光施設及び事業所のユニバーサル化対応に伴う建築、修繕、改修に必要な設備資金とする。

(6) 開業資金

① 新規開業貸付

開業(又は営業開始後1年未満)に要する設備資金及び運転資金とする。

② 再挑戦貸付

再起業に要する設備資金及び運転資金とする。

5 融資条件

資金名 融資条件	新分野進出資金	
	第二創業貸付	事業応援貸付
融資限度額	1企業・1組合 1億円	
融資期間	10年以内	
融資利率	年 1.10%	
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる。	
返済方法	元金均等月賦返済(うち据置2年以内)	
担保 連帯保証人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。(第三者保証人不要)	
信用保証	原則として保証が必要	

資金名 融資条件	新分野進出資金			
	経営革新貸付	事業承継支援貸付	海外市場開拓支援貸付	新技術・新事業創造貸付
融資限度額	1企業・1組合 1億円	1企業・1組合・1個人 2.8億円	1企業・1組合 設備3億円 運転1億円	1企業・1組合 2億円 (ただし、運転資金は1億円)
融資期間	10年以内			
融資利率	年0.70%			
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる。			
返済方法	元金均等月賦返済(うち据置2年以内)			
担保 連帯保証人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。(第三者保証人不要)	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。(第三者保証人不要) ただし3(1)④ウ及びエの場合は保証人不要	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。(第三者保証人不要)	
信用保証	原則として保証が必要		必要に応じて保証を付す	原則として保証が必要

資金名 融資条件	設備投資資金			
	設備投資促進貸付		防災促進貸付	
	3(2)①ウからエの場合	3(2)①オからカの場合	設備資金	運転資金
融資限度額	1企業・1組合 3億円		1企業・1組合 15億円	1企業・1組合 5,000万円
融資期間	10年以内		15年以内	10年以内
融資利率	年0.70%	年0.45%		
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる。			
返済方法	元金均等月賦返済(うち据置2年以内)			
担保 連帯保証人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。(第三者保証人不要)			
信用保証	必要に応じて保証を付す			

資金名 融資条件	立地資金	
	拠点地区進出貸付	産業団地進出貸付
融資限度額	1企業・1組合100億円 かつ、融資対象事業費の80%以内	1企業・1組合5億円 (ただし、知事が特に認めた場合は10億円) かつ、融資対象事業費の80%以内
融資期間	15年以内	10年以内
融資利率	年0.75%	年1.05%
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる。	
返済方法	元金均等月賦返済(うち据置2年以内)	
担保 連帯保証人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。(第三者保証人不要)	
信用保証	必要に応じて保証を付す (ただし保証限度額は、1企業2億8,000万円、1組合4億8,000万円)	

資金名 融資条件	観光・商業資金				
	商店街活性化 貸付	空き店舗等 再生貸付	観光・おもてなし貸付	受動喫煙対策 整備貸付	旅館等雇用 対策貸付
融資限度額	1企業・1組合 3億円	1企業・1組合 3,500万円	1企業・1組合 3億円 (3(4)③キの場合は 5億円、3(4)③クの 場合は30億円)	1箇所 1,000万円	1企業 2億円
融資期間	10年以内	7年以内	10年以内 (3(4)③キ・クの場合 は15年以内)	7年以内	
融資利率	年0.70%	年0.45%	年0.70% (3(4)③キの場合は 年0.45%)	年0.90%	年0.15%
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる。				
返済方法	元金均等月賦 返済(うち据 置2年以内)	元金均等月賦 返済(うち据 置1年以内)	元金均等月賦返済 (うち据置2年以内)	元金均等月賦返済 (うち据置1年以内)	
担保 連帯保証人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。(第三者保証人不要)				
信用保証	必要に応じて 保証を付す	原則として 保証が必要	必要に応じて 保証を付す	原則として保証が必要	

資金名 融資条件	ユニバーサル資金	
	ユニバーサル推進貸付	
融資限度額	1企業・1組合 2億円	
融資期間	10年以内	
融資利率	年0.70%	
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる。	
返済方法	元金均等月賦返済(うち据置2年以内)	
担保 連帯保証人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。(第三者保証人不要)	
信用保証	原則として保証が必要	

資金名 融資条件	開業資金	
	新規開業貸付	再挑戦貸付
融資限度額	1企業 3,500万円 (うち、3(6)①オの場合は500万円)	1企業 2,000万円
融資期間	10年以内	
融資利率	年0.45%	
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる。	
返済方法	元金均等月賦返済(うち据置1年以内)	
担保 連帯保証人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。(第三者保証人不要) (ただし、3(6)①オの場合は不要)	保証協会の定めるところによる。 (原則として無担保・第三者保証人なし)
信用保証	保証が必要	

6 申込書類

(1) 新分野進出資金

① 第二創業貸付

ア 融資申込書類

- ・ (信用保証が必要な場合) 信用保証委託申込書 (様式第 1 号) 1 部
- ・ (信用保証が不要な場合) 兵庫県中小企業融資申込書 (様式第 3 号) 1 部

イ 添付書類

- (ア) 兵庫県新分野進出資金(第二創業貸付)事業計画書 (様式第 8 号の 3) 1 部
- (イ) 設備資金については、設備の概要・金額が分かる資料 (カタログ、仕様書、新設・増改築施設の設計図、見積書 (写) 等) 1 部
- (ウ) 兵庫県進出事業計画書 (様式第 3 号の 2) [県内での同一事業歴が 1 年未満の場合] 1 部
- (エ) 印鑑証明書 (保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) 1 部

② 事業応援貸付

ア 融資申込書類

- ・ (信用保証が必要な場合) 信用保証委託申込書 (様式第 1 号) 1 部
- ・ (信用保証が不要な場合) 兵庫県中小企業融資申込書 (様式第 3 号) 1 部

イ 添付書類

- (ア) 兵庫県新分野進出資金(事業応援貸付)事業計画書 (様式第 14 号) 1 部
- (イ) 設備資金については、設備の概要・金額が分かる資料 (カタログ、仕様書、新設・増改築施設の設計図、見積書 (写) 等) 1 部
- (ウ) 兵庫県進出事業計画書 (様式第 3 号の 2)
[県内での事業歴がなく、県外から新たに進出する場合] 1 部
- (エ) 印鑑証明書 (保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) 1 部

③ 経営革新貸付

ア 融資申込書類

- ・ (信用保証が必要な場合) 信用保証委託申込書 (様式第 1 号) 1 部
- ・ (信用保証が不要な場合) 兵庫県中小企業融資申込書 (様式第 3 号) 1 部

イ 添付書類

- (ア) 兵庫県新分野進出資金(経営革新貸付)事業計画書 (様式第 9 号) 1 部
- (イ) 経営革新計画の承認申請書及び承認通知書の(写) [3 (1) ③ウの場合] 1 部
- (ウ) 中小企業支援ネットひょうごの支援決定書(写) [3 (1) ③エの場合] 1 部
- (エ) 商業・法人登記簿謄本 (法人の場合) 1 部
- (オ) 許可、登録又は免許などを必要とする業種については、その取得を証する書類(写)
又は取得申込みを証する書類 1 部
- (カ) 設備資金については、設備の概要・金額が分かる資料 (カタログ、仕様書、新設・増改築施設の設計図、見積書 (写) 等) 1 部
- (キ) 兵庫県進出事業計画書 (様式第 3 号の 2)
[県内での事業歴がなく、県外から新たに進出する場合] 1 部
- (ク) 印鑑証明書 (保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) 1 部

④ 事業承継支援貸付

ア 融資申込書類

- ・ (信用保証が必要な場合) 信用保証委託申込書 (様式第 1 号) 1 部
- ・ (信用保証が不要な場合) 兵庫県中小企業融資申込書 (様式第 3 号) 1 部

イ 添付書類

- (ア) 兵庫県新分野進出資金(事業承継支援貸付)事業計画書 (様式第 9 号の 3) 1 部
- (イ) 経営資源の取得に関し、取引内容や資金使途等の詳細がわかる書類(譲渡(仮)契約書(写)等) [3 (1) ④アの場合] 1 部

- (ウ) 中小企業経営承継円滑化法第12条の規定による認定書(写)
〔3(1)④イ及びエの場合〕 1部
- (エ) 商業・法人登記簿謄本(法人の場合) 1部
- (オ) 許可、登録又は免許などを必要とする業種については、その取得を証する書類(写)
又は取得申込みを証する書類 1部
- (カ) 設備資金については、設備の概要・金額が分かる資料(カタログ、仕様書、新設・
増改築施設の設計図、見積書(写)等) 1部
- (キ) 印鑑証明書(保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) 1部
- ⑤ 海外市場開拓支援貸付
 - ア 融資申込書類
 - ・(信用保証が必要な場合) 信用保証委託申込書(様式第1号) 1部
 - ・(信用保証が不要な場合) 兵庫県中小企業融資申込書(様式第3号) 1部
 - イ 添付書類
 - (ア) 兵庫県新分野進出資金(海外市場開拓支援貸付)事業計画書(様式第10号) 1部
 - (イ) 設備資金については、設備の概要・金額が分かる資料(カタログ、仕様書、新設・
増改築施設の設計図、見積書(写)等) 1部
 - (ウ) 印鑑証明書(保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) 1部
- ⑥ 新技術・新事業創造貸付
 - ア 融資申込書類
 - ・(信用保証が必要な場合) 信用保証委託申込書(様式第1号) 1部
 - ・(信用保証が不要な場合) 兵庫県中小企業融資申込書(様式第3号) 1部
 - イ 添付書類
 - (ア) 兵庫県新分野進出資金(新技術・新事業創造貸付)事業計画書(様式第9号の2)
又は兵庫県新分野進出資金(新技術・新事業創造貸付—新技術・AI・IoT促進)事業計
画書(様式第15号) 1部
 - (イ) 「じばさん兵庫ブランド創出支援事業」「地場産業海外展開支援事業」の事業化計画申
請書及び認定書(写)又は「新事業創出支援貸付」の貸付申請書及び貸付内定通知書若し
くは金銭消費貸借契約書(写)
〔3(1)⑥ア～イに該当する場合〕 1部
 - (ウ) 「地域産業資源活用事業計画」の認定書(写)〔3(1)⑥ウに該当する場合〕 1部
 - (エ) 「農商工等連携事業計画」の認定書(写)又は「ひょうご農商工連携ファンド」の
助成交付決定通知書(写)〔3(1)⑥エに該当する場合〕 1部
 - (オ) 「ひょうごNo.1ものづくり大賞」、「ひょうごクリエイティブビジネスグランプリ」、
「ひょうご優良経営賞」の受賞を証する表彰状(写)〔3(1)⑥オに該当する場合〕 1部
 - (カ) 「オンリーワンを目指す企業」の申請に係る審査結果通知(写)
〔3(1)⑥カに該当する場合〕 1部
 - (キ) 県立工業技術センターの認定書(様式第16号)〔3(1)⑥キ(オ)に該当する場合〕 1部
 - (ク) 設備資金については、設備の概要・金額が分かる資料
(カタログ、仕様書、新設・増改築施設の設計図、見積書(写)等) 1部
 - (コ) 兵庫県進出事業計画書(様式第3号の2)
〔県内での事業歴がなく、県外から新たに進出する場合〕 1部
 - (ク) 印鑑証明書(保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) 1部

(2) 設備投資資金

① 設備投資促進貸付

ア 融資申込書類

- ・(信用保証が必要な場合) 信用保証委託申込書(様式第1号) 1部

- ・ (信用保証が不要な場合) 兵庫県中小企業融資申込書 (様式第3号) 1部
- イ 添付書類
 - (ア) 兵庫県設備投資資金(設備投資促進貸付)事業計画書 (様式第11号) 1部
 - (イ) 設備の概要・金額が分かる資料 (カタログ、仕様書、新設・増改築施設の設計図、見積書 (写) 等) 1部
 - (ウ) 兵庫県進出事業計画書 (様式第3号の2)
 - [県内での事業歴がなく、県外から新たに進出する場合] 1部
 - (エ) 印鑑証明書 (保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) 1部
- ② 防災促進貸付
 - ア 融資申込書類
 - ・ (信用保証が必要な場合) 信用保証委託申込書 (様式第1号) 1部
 - ・ (信用保証が不要な場合) 兵庫県中小企業融資申込書 (様式第3号) 1部
 - イ 添付書類
 - (ア) 兵庫県設備投資資金(防災促進貸付)事業計画書 (様式第12号) 1部
 - (イ) 以下のいずれかの書類 1部
 - (a) 中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針」に準じたBCP (写) 及び自己診断チェックリスト (写)
 - (b) 「中小企業等経営強化法」に基づき認定を受けた「事業継続力強化計画」 (写) 及び認定書 (写)
 - (c) 国土強靱化貢献団体の認証を取得したBCP (写) 及びレジリエンス認証・登録証 (写)
 - (d) 県中小企業団体中央会が策定を支援し推薦するBCP (写) 及び推薦書
 - (e) 兵庫県企業BCP策定支援事業による補助を受け策定したBCP (写) 及び補助金交付決定通知書 (写)
 - (ウ) 設備の概要・金額が分かる資料 (カタログ、仕様書、新設・増改築施設の設計図、見積書 (写) 等) 1部
 - (エ) 兵庫県進出事業計画書 (様式第3号の2)
 - [県内での事業歴がなく、県外から新たに進出する場合] 1部
 - (オ) 印鑑証明書 (保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) 1部
- (3) 立地資金
 - ① 拠点地区進出貸付
 - ア 融資申込書類
 - ・ (信用保証が必要な場合) 信用保証委託申込書 (様式第1号) 1部
 - ・ (信用保証が不要な場合) 兵庫県中小企業融資申込書 (様式第3号) 1部
 - イ 添付書類
 - (ア) 兵庫県立地資金(拠点地区進出貸付)事業計画書 (様式第18号の3) 1部
 - (イ) 立地促進事業等確認結果通知書(写) 1部
 - (ウ) 兵庫県立地資金(拠点地区進出貸付)対象事業確認結果通知書(写) 1部
 - (エ) 設備の概要・金額が分かる資料 (カタログ、仕様書、新設・増改築施設の設計図、見積書 (写)、土地の売買等が確実と確認できるもの) 1部
 - (オ) 印鑑証明書 (保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) 1部
 - ② 産業団地進出貸付
 - ア 融資申込書類
 - ・ (信用保証が必要な場合) 信用保証委託申込書 (様式第1号) 1部
 - ・ (信用保証が不要な場合) 兵庫県中小企業融資申込書 (様式第3号) 1部

イ 添付書類

- (ア) 兵庫県立地資金(産業団地進出貸付)事業計画書(様式第18号の2) 1部
- (イ) 兵庫県立地資金(産業団地進出貸付)対象企業確認結果通知書(写) 1部
- (ウ) 設備の概要・金額が分かる資料(カタログ、仕様書、新設・増改築施設的设计図、
見積書(写)、土地の売買等が確実と確認できるもの) 1部
- (エ) 印鑑証明書(保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) 1部

(4) 観光・商業資金

① 商店街活性化貸付

ア 融資申込書類

- ・(信用保証が必要な場合)信用保証委託申込書(様式第1号) 1部
- ・(信用保証が不要な場合)兵庫県中小企業融資申込書(様式第3号) 1部

イ 添付書類

- (ア) 兵庫県観光・商業資金(商店街活性化貸付)事業計画書(様式第18号) 1部
- (イ) 設備の概要・金額が分かる資料(カタログ、仕様書、新設・増改築施設的设计図、
見積書(写)等) 1部
- (ウ) 印鑑証明書(保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) 1部

② 空き店舗等再生支援貸付

ア 融資申込書類

- ・(信用保証が必要な場合)信用保証委託申込書(様式第1号) 1部
- ・(信用保証が不要な場合)兵庫県中小企業融資申込書(様式第3号) 1部

イ 添付書類

- (ア) 兵庫県観光・商業資金(空き店舗等再生支援貸付)事業計画書(様式第18号) 1部
- (イ) 設備の概要・金額が分かる資料(カタログ、仕様書、改修等の设计図、
見積書(写)等) 1部
- (ウ) 「ひょうご空き店舗情報」又は市町の空き家バンクに登録されていることを証する
書類(ホームページの印刷等) 1部
- (エ) 兵庫県進出事業計画書(様式第3号の2)
〔県内での事業歴がなく、県外から新たに進出する場合〕 1部
- (エ) 印鑑証明書(保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) 1部

③ 観光・おもてなし貸付

ア 融資申込書類

- ・(信用保証が必要な場合)信用保証委託申込書(様式第1号) 1部
- ・(信用保証が不要な場合)兵庫県中小企業融資申込書(様式第3号) 1部

イ 添付書類

- (ア) 兵庫県観光・商業資金(観光・おもてなし貸付)事業計画書(様式第18号の7) 1部
- (イ) 設備の概要・金額が分かる資料(カタログ、仕様書、新設・増改築施設的设计図、
見積書(写)等) 1部
- (ウ) 兵庫県進出事業計画書(様式第3号の2)
〔県内での事業歴がなく、県外から新たに進出する場合〕 1部
- (エ) 印鑑証明書(保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) 1部

④ 受動喫煙対策整備貸付

ア 融資申込書類

- ・(信用保証が必要な場合)信用保証委託申込書(様式第1号) 1部
- ・(信用保証が不要な場合)兵庫県中小企業融資申込書(様式第3号) 1部

イ 添付書類

- (ア) 兵庫県観光・商業資金（受動喫煙対策整備貸付）事業計画書（様式第18号の6）・・・1部
- (イ) 設備の概要・金額が分かる資料（カタログ、仕様書、改修施設の設計図、見積書（写）等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- (ウ) 印鑑証明書（保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。）・・・・・・1部

⑤ 旅館等雇用対策貸付

ア 融資申込書類

- ・（信用保証が必要な場合）信用保証委託申込書（様式第1号）・・・・・・1部
- ・（信用保証が不要な場合）兵庫県中小企業融資申込書（様式第3号）・・・・・・1部

イ 添付書類

- (ア) 兵庫県観光・商業資金（旅館等雇用対策貸付）事業計画書（様式第13号）・・・1部
- (イ) 以下のいずれかの書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
 - (a) 改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書（写）
〔大規模多数利用建築物の場合〕
 - (b) 耐震改修促進法に基づく多数利用建築物証明書（旅館等雇用対策貸付）
（様式第13号の2） 〔中規模又は小規模多数利用建築物の場合〕
 - (c) 市町の多数利用建築物の耐震診断等にかかる補助金交付決定通知書（写）
〔多数利用建築物の耐震改修にかかる市町の補助を受ける場合〕
- (ウ) 工事費の見積書又は契約書（工期の記載のあるもの）（写）・・・・・・1部
- (エ) 就業規則又は労働協約（写）（休業中の賃金支払率を60%を超えて定めている場合。
休業手当の支給割合に係る規定がわかるものとする。）・・・・・・1部
- (オ) 印鑑証明書（保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。）・・・・・・1部

(5) ユニバーサル資金

① ユニバーサル推進貸付

ア 融資申込書類

- ・（信用保証が必要な場合）信用保証委託申込書（様式第1号）・・・・・・1部
- ・（信用保証が不要な場合）兵庫県中小企業融資申込書（様式第3号）・・・・・・1部

イ 添付書類

【観光施設のユニバーサル化を行う場合】

- (ア) 兵庫県ユニバーサル資金（ユニバーサル推進貸付）事業計画書（様式第18号の4）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- (イ) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第17条に基づく
所管行政庁の発行した認定通知書（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- (ウ) 設備の概要・金額が分かる資料（カタログ、仕様書、新設・増改築施設の設計図、
見積書（写）等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- (エ) 兵庫県進出事業計画書（様式第3号の2）
〔県内での事業歴がなく、県外から新たに進出する場合〕・・・・・・1部
- (オ) 印鑑証明書（保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。）・・・・・・1部

【事業所のユニバーサル化を行う場合】

- (カ) 兵庫県ユニバーサル資金（ユニバーサル推進貸付）事業計画書（様式第18号の4）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- (キ) 就業規則又は労働協約（写）、雇用保険被保険者資格取得確認通知（写）・・・・・・1部
- (ク) 設備の概要・金額が分かる資料（カタログ、仕様書、新設・増改築施設の設計図、
見積書（写）等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- (ケ) 兵庫県進出事業計画書（様式第3号の2）
〔県内での事業歴がなく、県外から新たに進出する場合〕・・・・・・1部

(ロ) 印鑑証明書（保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。） 1部

(6) 開業資金

① 新規開業貸付

ア 融資申込書

・ 信用保証委託申込書（様式第1号） 1部

イ 添付書類

(ア) 住民票等（法人の場合は商業・法人登記簿謄本、個人の場合は住民票）（保証協会の定めるところによる） 1部

(イ) 許可、登録又は免許などを必要とする業種については、その取得を証する書類(写)又は取得申込を証する書類 1部

(ウ) 土地・建物の賃貸(購入)契約書、什器・設備・仕入商品納品書又は注文書(写) . . . 1部

(エ) 市町長が発行した認定特定創業支援事業により支援を受けたことについての証明書（写）〔認定特定創業支援事業による支援を受ける場合〕 1部

(オ) 印鑑証明書（保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。） 1部

(カ) 創業・再挑戦計画書（保証協会の定めるところによる。） 1部

(キ) 兵庫県開業資金(新規開業貸付)事業計画書（様式第7号）〔(カ)が不要な場合〕 . . . 1部

(ク) 兵庫県開業資金（新規開業貸付－経営者保証免除貸付）確認書（様式第8号）〔3（6）①オの場合〕 1部

② 再挑戦貸付

ア 融資申込書

・ 信用保証委託申込書（様式第1号） 1部

イ 添付書類

(ア) 住民票等（法人の場合は商業・法人登記簿謄本、個人の場合は住民票）（保証協会の定めるところによる。） 1部

(イ) 許可、登録又は免許などを必要とする業種については、その取得を証する書類(写)又は取得申込を証する書類 1部

(ウ) 土地・建物の賃貸(購入)契約書、什器・設備・仕入商品納品書又は注文書(写) . . . 1部

(エ) 印鑑証明書（保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。） 1部

(オ) 創業・再挑戦計画書（保証協会の定めるところによる。） 1部

(カ) 資格要件申告書（保証協会の定めたもの） 1部

(キ) 事業の廃止又は会社の解散等についての確認資料（個人は廃業届出書、法人は解散登記のある商業・法人登記簿謄本） 1部

7 その他

(1) 新分野進出資金の運用について

① 新技術・新事業創造貸付

ア 「新事業創出支援貸付」の貸付(内定)を受けた事業を実施する者にあつては、金融機関の判断により、信用保証が不要な場合に限り、中小企業者に限らず融資対象とできる。

イ 県立工業技術センターの認定を必要とする場合については、取扱金融機関は、県地域金融室又は県民局・県民センター商工労政担当課を通じ、県立工業技術センターに融資希望者から提出された融資申込書等について検討を依頼するものとする。

ウ 県立工業技術センターは、県地域金融室又は県民局・県民センター商工労政担当課を通じて、金融機関から依頼のあった融資申込書等の内容について審査し、品質・生産性の向上が認められるなど、この資金の融資対象として認められるときは、兵庫県新分野進出資金（新技術・新事業創造貸付）融資対象認定書（様式第16号）により、適当でないとき認められるときはその理由を付して県地域金融室又は県民局・県民センター商工労政担当課を通じて回答するものとする。

(2) 設備投資資金の運用について

① 設備投資促進貸付

設備投資に伴って必要となる運転資金についても、設備資金と一本化することで融資対象とすることができる。ただし、この場合の運転資金は、設備資金の金額未満とする。

② 防災促進貸付

3(2)②ウの要件とする事業継続計画（BCP）とは次のアからオのいずれかに該当するBCPとする。

ア 中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針」に準じたBCP

イ 「中小企業等経営強化法」に基づき認定を受けた「事業継続力強化計画」

ウ 国土強靱化貢献団体の認証を取得したBCP

エ 県中小企業団体中央会が策定を支援し推薦するBCP

オ 兵庫県企業BCP策定支援事業による補助を受け策定したBCP

(3) 観光・商業資金の運用について

① 観光・おもてなし貸付

融資対象者3(4)③クとして融資を受ける者については、中小企業者に限らず融資対象とする。

なお、中小企業者については、信用保証の範囲内で信用保証を求めることがある。

② 旅館等雇用対策貸付

原則として従業員を休業させる期間の開始3か月前から申し込みできることとし、当該休業期間満了の1か月後までに融資実行するものとする。

(4) 立地資金の運用について

① 拠点地区進出貸付

ア 立地促進事業等の確認を受けた者については、中小企業者に限らず融資対象とする。

なお、中小企業者については、金融機関の判断により信用保証を求めることがある。

イ 立地促進事業等の確認を受けた者については、新規に事業を開始しようとする者であっても融資対象とする。この場合信用保証は対象外となる。

ウ 許認可等を必要とする事業を開業しようとする場合は、当該許認可等を受けることが確実に見込まれること。

エ 理由なく進出を中止・中断した場合は融資を繰上償還させることがある。

オ 融資限度額は、一連の事業計画の中の限度とし、年度が変わっても、これまでの融資額の合計額を含むものとする。

② 産業団地進出貸付

ア 対象企業の確認を受けた者については、中小企業者に限らず融資対象とする。

なお、中小企業者については、金融機関の判断により信用保証を求めることがある。

イ 知事が特に認めた場合とは、医療・福祉関連、環境関連、情報・通信関連、生活文化関連、国際化関連、新製造技術・新素材関連、輸送・物流関連、農林水産業関連のいずれかの分野の事業を営む又は営もうとする者で、県の確認を受けた場合とする。

ウ 許認可等を必要とする事業を開業しようとする場合は、当該許認可等を受けることが確実に見込まれること。

エ 理由なく進出を中止・中断した場合又は3年以内に操業しない場合は、融資を繰上償還させることがある。

オ 融資限度額は、一連の事業計画の中の限度とし、年度が変わっても、これまでの融資額の合計額を含むものとする。

(5) 開業資金の運用について

① 新規開業貸付

ア 自己資金相当額とは、新規に事業を開始しようとする者が、事業に充てるために用意した次の(a)から(f)の自己資金合計額から、(g)及び(h)の借入額合計額を控除した金額とする。

自己資金…(a)残高の証明できる預金等、(b)客観的に評価が可能な有価証券に保証協会の定める評価率を乗じたもの、(c)敷金及び入居保証金、(d)資本金・出資金、(e)融資申込前に導入した事業用設備（不動産を除く。）、(f)客観的に評価が可能な資産（不動産を除く。）

借入額……(g)残存返済期間が2年以上ある住宅ローン・設備資金等の長期借入金の年間返済予定額の2年分、(h)その他の借入金全額

イ 「3(6)①オ」の要件を満たす者への融資を「経営者保証免除貸付」と規定するとともに、同オにおける「取扱金融機関プロパー融資」の要件は次の(ア)から(イ)に該当し、かつ、(エ)に該当するもの、又は(ウ)から(エ)に該当するものとする。

(ア) 経営者保証免除貸付と同様、経営者保証はとらない。

(イ) 経営者保証免除貸付の実行額の1割以上の額を原則同時に実行する。

(ウ) 経営者保証免除貸付の融資申込時点で残高のある経営者保証のない融資

(エ) その他の融資条件については、金融機関所定の条件とする。

なお、取扱金融機関プロパー融資については、金融機関預託による資金措置の対象外である。

ウ 在留資格「経営・管理」の取得が見込める外国人とは、スタートアップビザ制度を活用し、起業準備のための滞在が認められた外国人等をいい、金融機関や保証協会が認める場合とする。

② 再挑戦貸付

ア 廃業経験者であっても、経営状態の悪化等によらない廃業（自主的廃業）の場合は、融資対象とならない。

イ 過去に経営状況の悪化により解散した会社の当該解散日において当該会社の業務を執行していた役員も対象とする。

ウ 新規開業貸付と併用できる。ただし、その場合でも、融資限度額の制限を受ける場合がある。

第16 経営安定融資

1 融資枠及び融資区分

資金名	経営安定資金					借換資金
	経営円滑化貸付	連鎖倒産防止貸付	金融変化対策貸付	企業再生貸付	経営力強化貸付	借換等貸付
融資枠	1兆630億円	5億円	5億円	5億円	5億円	50億円

2 資金措置

区分	経営安定資金					借換資金
	経営円滑化貸付	連鎖倒産防止貸付	金融変化対策貸付	企業再生貸付	経営力強化貸付	借換等貸付
預託額	5,593億278万円以内	2億2,727万円以内	5,208万円以内	7,246万円以内	1億9,230万円以内	27億7,777万円以内
貸付利率 預託利率	無利息					
預託期間	令和2年度を含み、11か年度以内	令和2年度を含み、8か年度以内		令和2年度を含み、16か年度以内	令和2年度を含み、11か年度以内	

3 融資対象

県内で引き続き1年以上同一事業を営む中小企業者等で、次の資金区分ごとに定める者ただし(1)①ウ及びケ～サ、②、③ア及びイ、⑤、(2)①イについては、県内で事業を営んでいる者

(1) 経営安定資金

① 経営円滑化貸付

次のアからシまでのいずれかに該当する者

ア 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定により、市町長の認定を受けた者

イ 経済情勢の変化により著しい影響を受け、最近3か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している者

ウ 県が指定する災害により、事業所等に被害若しくは事業用資産に被害を受けた者等として県が別途定める者

エ 県が指定する災害により影響を受け、売上高等が前年同期に比べて減少している者等として県が別途定める者

オ 原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供（以下「製品等」という。）に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入れ価格の割合を上回っている者

カ 原材料・エネルギーコストの高騰により、最近3か月間の「売上原価」が、前年同期と比べて10%以上増加しており、かつ、最近3か月間の「売上総利益（粗利益）」が、前年同期比で減少している者

キ 中小企業信用保険法第2条第6項の規定により、市町長の認定を受けた者

ク 令和元年度冬期の雪不足による但馬及び播磨地域のスキー客の減少により影響を受けている県内の中小企業者等で、令和元年12月以降の最近1か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している者

ケ 令和元年度新型コロナウイルス感染症の流行に起因して、その事業に係る影響を受け、次のいずれかに該当する者。

(ア) 最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している者

(イ) 直近1か月の売上高等が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、5%以上減少している者

(ウ) 直近1か月の売上高等が、令和元年12月の売上高等と比較して5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年12月の売上高等の3倍と比較して5%以上減少することが見込まれる者

(エ) 直近1か月の売上高等が、令和元年10月から12月の平均売上高等と比較して、5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年10月から12月の売上高等と比較して5%以上減少することが見込まれる者

コ 次のいずれかに該当する中小企業者等

(ア) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定により、市町長の認定（令和2年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受けた者。ただし、中小企業信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証を除く。

(イ) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定により、市町長の認定を受けた者。ただし、中小企業信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証及び売上高等の減少を要因としないものを除く。

(ウ) 中小企業信用保険法第2条第6項の規定により、市町長の認定を受けた者（令和2年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）。ただし、中小企業信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証を除く。

サ 次のいずれかに該当する中小企業者等

(ア) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定により、市町長の認定（令和2年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受けた者。ただし、中小企業信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証を除く。

(イ) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定により、市町長の認定を受けた者。ただし、中小企業信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証及び売上高等の減少を要因としないものを除く。

(ウ) 中小企業信用保険法第2条第6項の規定により、市町長の認定を受けた者（令和2年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）。ただし、中小企業信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険にかかる保証を除く。

シ 令和2年度鳥インフルエンザの発生による影響を受け、最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している者

② 連鎖倒産防止貸付

次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア 倒産事業者に対し、50万円以上の債権（貸付金等の営業外の債権を除く。以下同じ。）を有するとして商工会議所又は商工会の認定を受けた者

なお、この貸付において、倒産企業の基準及び指定の期間は次のとおりとする。

（指定の基準）

原則として、倒産時における金融機関の借入金を除く負債総額が3,000万円以上あつてかつ、50万円以上の債権を有する県内の中小企業者が2社以上である倒産企業。

なお、倒産企業の範囲は、原則として次のとおりとする。

- (ア) 破産法に基づく破産手続きを開始した者
 - (イ) 民事再生法に基づく民事再生手続きを開始した者
 - (ウ) 会社更生法に基づく更生手続きを開始した者
 - (エ) 会社法に基づく特別清算開始の申立てをした者
 - (オ) 手形、小切手の不渡事故を起こし、手形交換所の取引停止処分を受けた者
- (指定の期間)

指定の期間は、倒産の日から1年とする。

- イ 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定に基づき経済産業大臣が指定した倒産事業者に対し、50万円以上の債権を有するとして市町長の認定を受けた者
- ウ 中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定に基づき、経済産業大臣が指定した事業活動の制限により、経営の安定に支障を生じているとして市町長の認定を受けた者

③ 金融変化対策貸付

次のアからウまでのいずれかに該当する者

- ア 合併や事業譲渡等となる金融機関と正常な融資取引があり、資金調達に支障が生じている中小企業者等で、その融資取引が確認でき、(ア)及び(イ)のいずれにも該当する者

- (ア) この融資申込時に当該金融機関に融資残高のある者又は融資申込前1年間に融資残高のあった者

- (イ) 中長期的に経営の安定が見込める者

- イ 破綻金融機関等と金融取引があり、資金調達に支障をきたしているとして、中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に基づき市町長の認定を受けた者

- ウ 中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定に基づき、経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っている金融機関と金融取引があり、これらの金融機関から10%以上の借入れの減少等が生じ、経営の安定に支障が生じているとして、市町長の認定を受けた者

④ 企業再生貸付

次のアからオまでのいずれかに該当する者

- ア 兵庫県中小企業再生支援協議会の「再生計画」の策定支援を受け、かつ、金融機関の協力が得られるなど関係機関の支援体制が構築されており、今後の企業再生が見込まれる者

- イ 中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に基づき、(株)整理回収機構へ貸付債権が譲渡された中小企業者等のうち、適切な事業計画を有しその他経済産業大臣が定める基準に適合することにより事業の再生が可能と認められる者として、市町長の認定を受けた者

- ウ 法的再建手続中の中小企業者等であって、(ア)から(ウ)の全てに該当する者

- (ア) 次のいずれかに該当する者

- ・ 再生事件又は更正事件が係属している者
- ・ 民事再生手続終結の決定を受けた者（再生計画が遂行された場合等を除く）

- (イ) 再生・更正計画の認可決定が確定した後3年を経過していない者

- (ウ) 金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業再建に合理的な見通しが認められる場合（償還が見込まれる場合）

- エ 私的整理手続中の中小企業者等であって、(ア)又は(イ)のいずれかに該当するとともに(ウ)に該当する者

- (ア) 特定認証紛争解決手続によって事業再生を図ろうとする者

- (イ) 認定支援機関(中小企業再生支援協議会)の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとする者

- (ウ) 金融機関の支援が得られており、事業再建に合理的な見通しが認められる場合

オ 国の全国統一保証制度である経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）を受ける者（債権者全員の合意が成立した計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等）

⑤ 経営力強化貸付

国の全国統一保証制度である経営力強化保証を受ける者（金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者）

(2) 借換資金

① 借換等貸付

次のア又はイに該当する者

ア 次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当し、かつ(エ)に該当する者。なお、(ア)及び(イ)の借入は、申込時点で融資実行後2年を経過しており、かつ元金の約定返済がなされているものとする。

(ア) 融資制度の借入残高がある者。ただし、短期資金〔一括返済分〕、立地資金、経営活性化資金及びこうべ季節貸付〔一括返済分〕を除く。

(イ) 平成29年年3月31日以前に融資実行された神戸市融資制度の借入残高がある者。ただし、短期資金〔一括返済分〕、産業立地促進資金融資、季節資金〔一括返済分〕及び神戸市CLO借換融資を除く。

(ウ) (ア)又は(イ)の他に、兵庫県信用保証協会保証付融資（神戸市以外の市町制度融資及び金融機関との提携保証を除く。以下「保証付融資」という。）の借入残高がある者。なお、当該保証付融資は当初保証額から2割以上の返済実績があり、かつ、借換対象資金の借入残高のうち1/2以上は、(ア)又は(イ)の融資によるものであること。

(エ) 借換による返済負担の軽減により、経営の安定や改善が見込まれ、かつ、返済見込のある者

イ 令和元年度新型コロナウイルス感染症の流行に起因して、その事業に係る影響を受け、3(2)①アの(ア)から(ウ)（ただし、保証付融資は当初保証額から2割以上の返済実績があることを要しない。）までのいずれかに該当し、かつ3(2)①ア(エ)及び、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者。

(ア) 最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している者

(イ) 直近1か月の売上高等が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、5%以上減少している者

(ウ) 直近1か月の売上高等が、令和元年12月の売上高等と比較して5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年12月の売上高等の3倍と比較して5%以上減少することが見込まれる者

(エ) 直近1か月の売上高等が、令和元年10月から12月の平均売上高等と比較して、5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年10月から12月の売上高等と比較して5%以上減少することが見込まれる者

4 資金使途

運転資金とする。

ただし、3(1)①ウ・エに該当する場合は、県が別途定めるものとし、3(1)①キ・ケ・コ・サに該当する場合は、経営の安定に必要な運転資金及び設備資金、3(1)④及び⑤に該当する場合は、設備資金及び運転資金とする。

また、3(2)については、融資制度又は神戸市融資制度に保証付融資を含めて借り換える場合は、既往借入金の返済資金（借換資金）及び融資実行に必要な諸経費とする。

なお、借換資金に加え、当初借入額を上限に追加融資を認めるが、借換後の毎月の返済額は、借換前の毎月の返済額を超えないものとする。

5 融資条件

資金名	経営安定資金						
	経営円滑化貸付						
融資条件	3(1)①ア・イ・オ・カ・シの場合	3(1)①クの場合	3(1)①ケの場合	3(1)①キの場合	3(1)①サの場合	3(1)①ウ・エの場合	
融資限度額	1企業・1組合 1億円		1企業・1組合 2.8億円		1企業・1組合 5,000万円	災害の規模・態様に 応じて、別 途定める	
融資期間	10年以内						
融資利率	年0.80%	年0.40%	年0.70%				
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる						
返済方法	元金均等月賦返済（うち据置2年以内）						
担保	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。						
連帯保証人	（第三者保証人不要）						
信用保証	原則として保証が必要			保証が必要			

資金名	経営安定資金		
	経営円滑化貸付（新型コロナウイルス感染症対応資金）		
融資条件	3(1)①コ(ア)	3(1)①コ(イ)	3(1)①コ(ウ)
融資限度額	1企業・1組合 6,000万円 ただし、6,000万円以内の融資残高の範囲内において単年度内の複数利用を可とする。		
融資期間	10年以内		
融資利率	年0.70% ただし、貸付から3年の間に生じる利子については別途定める方法により兵庫県からの補給を行うものとする		
融資方法	証書貸付又は手形貸付		
返済方法	原則元金均等月賦返済（うち据置5年以内） ただし、保証期間が1年以内の場合は一括返済可とする。		
担保	不要。ただし、既設定根抵当権を除く		
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。 また、本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。		
信用保証	保証をつける		
信用保証料	借入金額に対して、年0.85% （経営者保証免除対応を適用する場合は年1.05%） なお、3融資対象(1)①コ(ア)～(ウ)の認定において認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上のもの、及び同(イ)の認定において申込人が個人事業主かつ小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）を主たる事業とする事業者については5人）以下のもの）であるものについては全額を国が補助し、それ以外のものについては2分の1を国が補助するものとする。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。		
保証割合	3融資対象(1)①コ(ア)及び(ウ)については100%（全部保証） 3融資対象(1)①コ(イ)については、申込金融機関の選択した責任共有制度（責任共有制度要綱（平成18・9・12中庁第2号）に定める制度をいう。）の方式によるものとする。		

資金名 融資条件	経営安定資金		
	連鎖倒産防止貸付	金融変化対策貸付	企業再生貸付
融資限度額	1企業・1組合 5,000万円	1企業・1組合 5,000万円	1企業・1組合 2億円
融資期間	7年以内	7年以内	15年以内
融資利率	年0.80%	年1.50%	年1.40%
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる。		
返済方法	元金均等月賦返済（うち据置1年以内）		元金均等月賦返済 （うち据置3年以内）
担保 連帯保証人	保証協会又は取扱金融機 関の定めるところによる。 （第三者保証人不要）	保証協会の定めるところによる。 （第三者保証人不要）	
信用保証	原則として保証が必要		保証が必要

資金名 融資条件	経営安定資金		
	経営力強化貸付		
	設備資金	運転資金	借換資金
融資限度額	1企業・1組合 2億8,000万円		
融資期間	7年以内	5年以内	10年以内
融資利率	年1.00%		
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる。		
返済方法	元金均等月賦返済（うち据置1年以内）		
担保 連帯保証人	保証協会の定めるところによる。（第三者保証人不要）		
信用保証	保証が必要		

資金名 融資条件	借換資金	
	借換等貸付	
	3(2)①ア	3(2)①イ
融資限度額	1企業・1組合 1億円	1企業・1組合 2.8億円
融資期間	借換対象となる既往借入金の残高に加え、当初借入額を上限に追加融資を認めるが、借換後の毎月の返済額が借換前の毎月の返済額を超えないこと 10年以内	
融資利率	年1.50%	年0.70%
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる。	
返済方法	元金均等月賦返済（うち据置1年以内）	
担保 連帯保証人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。（第三者保証人不要）	
信用保証	原則として保証が必要	

6 申込書類

(1) 経営安定資金

① 経営円滑化貸付

ア 融資申込書

- ・（信用保証が必要な場合）信用保証委託申込書（様式第1号）・・・1部
- ・（信用保証が不要な場合）兵庫県中小企業融資申込書（様式第3号）・・・1部

イ 添付書類

- (ア) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号(イ)の規定による認定書（様式第23号①、②、③）又は兵庫県経営円滑化貸付対象企業確認書（様式第29号の6）
〔3(1)①ア又はイ（売上が減少している）の場合〕・・・1部

- (イ) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号(ロ)の規定による認定書(様式第23号の2
①、②、③)又は兵庫県経営円滑化貸付対象企業確認書(様式第29号の22)
〔3(1)①オ(原油価格の高騰)の場合〕・・・1部
- (ウ) 兵庫県経営円滑化貸付対象企業確認書(様式第29号の27)
〔3(1)①カ(原材料価格高騰の影響による売上原価増加)の場合〕・・・1部
- (エ) 経営円滑化貸付雪不足の影響により売上高等が減少したことの申出書兼対象企業
確認書(様式第29号の31)
〔3(1)①ク(雪不足による但馬及び播磨地域のスキー客の減少により売上が減
少している)場合〕・・・1部
- (オ) 新型コロナウイルス感染症流行の影響により売上高等が減少したことの申出書兼
対象企業確認書(様式第29号の32)、又は中小企業信用保険法第2条第5項第4号の
規定による認定書、若しくは同条同項第5号の規定による認定書
〔3(1)①ケ(新型コロナウイルス感染症流行の影響により売上が減少している)の
場合〕・・・1部
- (カ) 中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定書(様式第29号の28)
〔3(1)①キの場合〕・・・1部
- (キ) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号、同条同項第5号、又は同条第6項の規定
による認定書〔3(1)①コ、サの場合〕・・・1部
- (ク) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定書又は鳥インフルエン
ザの発生による影響により売上高等が減少したことの申出書兼対象企業確認書(様式
第29号の34)〔3(1)①シ(鳥インフルエンザの発生による影響により売上が減少
している)の場合〕・・・1部
- (ケ) 経営者保証免除対応確認書〔3(1)①コの場合で、経営者保証免除対応を適用す
る場合〕・・・1部
- (コ) 設備資金については、設備の概要・金額が分かる資料(カタログ、仕様書、新設・
増改築施設的设计図、見積書(写)等)
〔3(1)①ウ(災害対応貸付一事業所被害等)、ケ、コ、サの場合〕・・・1部
- (サ) 印鑑証明書(保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。)・・・1部
- ② 連鎖倒産防止貸付
- ア 融資申込書
- ・(信用保証が必要な場合)信用保証委託申込書(様式第1号)・・・1部
 - ・(信用保証が不要な場合)兵庫県中小企業融資申込書(様式第3号)・・・1部
- イ 添付書類
- (ア) 兵庫県連鎖倒産防止貸付融資対象企業認定書(様式第27号)又は中小企業
信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定書(様式第28号)若しくは
中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定による認定書(様式第28号の2、
様式第28号の3、様式第28号の4、様式第28号の5のいずれか)・・・1部
- (イ) 印鑑証明書(保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。)・・・1部
- ③ 金融変化対策貸付
- ア 融資申込書
- ・信用保証委託申込書(様式第1号)・・・1部
- イ 添付書類
- (ア) 兵庫県金融変化対策貸付融資事業取引確認書(様式第29号の12)又は融資残高証明
書等金融機関との融資取引のあることが分かる書類
〔取引金融機関の破綻等の場合で金融機関で確認を受ける場合〕・・・1部
- (イ) 中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定による認定書(様式第29号の13)

[取引金融機関の破綻等の場合で市町長の認定を受ける場合] 1部
(7) 中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による認定書(様式第29号の14)

[取引金融機関の合理化により借入が減少している場合] 1部
(エ) 印鑑証明書(保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) 1部

④ 企業再生貸付

ア 融資申込書

・ 信用保証委託申込書(様式第1号) 1部

イ 添付書類

(ア) 兵庫県企業再生貸付事業計画書(様式第29号の17) 1部

(イ) 兵庫県中小企業再生支援協議会から「再生計画」の策定支援を受けたことが
確認できる書類 1部

(ウ) 再生計画書(写)
[中小企業再生支援協議会の計画策定支援を受ける場合((ア)から(ウ))]. 1部

(エ) 中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定による認定書(様式第29号の15)
[整理回収機構に債権が譲渡された場合] 1部

(オ) 事業再生に関する計画書(保証協会の定めたもの)
[法的再建又は私的整理の場合] 1部

(カ) 資金繰り表、法的手続の申立書類(写)等事業再生保証制度所定の書類
[法的再建の場合] 1部

(キ) 特定認証紛争解決手続を実施していることが確認できる書面又は認定支援機関
(中小企業再生支援協議会)が当該事業者の事業再生計画の作成について指導又は
助言を開始したことを証する書面等事業再生円滑化関連保証制度所定の書類
[私的整理の場合] 1部

(ク) 事業再生計画実施関連保証制度所定の事業再生計画書(写)
[経営改善サポートの場合] 1部

(ケ) 設備資金については、設備の概要・金額が分かる資料(カタログ、仕様書、新設・
増改築施設的设计図、見積書(写)等) 1部

(コ) 印鑑証明書(保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) 1部

⑤ 経営力強化貸付

ア 融資申込書

・ 信用保証委託申込書(様式第1号) 1部

イ 添付書類

(ア) 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 1部

(イ) 事業計画書(申込人が策定したもの) 1部

(ウ) 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面(事業計画書に記載
されている場合は不要) 1部

(エ) 設備資金については、設備の概要・金額が分かる資料(カタログ、仕様書、新
設・増改築施設的设计図、見積書(写)等) 1部

(オ) 印鑑証明書(保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) 1部

(2) 借換資金

① 借換等貸付

ア 融資申込書

・ (信用保証が必要な場合) 信用保証委託申込書(様式第1号) 1部

・ (信用保証が不要な場合) 兵庫県中小企業融資申込書(様式第3号) 1部

イ 添付書類

- (ア) 兵庫県借換等貸付事業計画書（様式第29号の16）〔3（2）①アの場合〕・・・1部
- (イ) 兵庫県借換等貸付（新型コロナウイルス対策）事業計画書（様式第29号の33）
〔3（2）①イの場合〕・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症流行の影響により売上高等が減少したことの申出書兼
対象企業確認書（様式第29号の32）、又は中小企業信用保険法第2条第5項第4号の
規定による認定書、若しくは同条同項第5号の規定による認定書〔3（2）①イ（新
型コロナウイルス感染症流行の影響により売上が減少している）場合〕・・・1部
- (エ) 印鑑証明書（保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。）・・・1部

7 その他

(1) 経営円滑化貸付の運用について

- ① 市町は、融資希望者から提出のあった中小企業信用保険法第2条第5項第5号及び第6項の規定による認定申請書（様式第23号①, ②, ③、23号の2①, ②, ③、29号の28）の内容を審査し、事実に相違ないと認めたときは、同認定書を交付するものとする。
- ② 取扱金融機関は、融資希望者から提出のあった兵庫県経営円滑化貸付対象企業確認書（様式第29号の6、29号の22、29号の27、29号の31）、新型コロナウイルス感染症流行の影響により売上高等が減少したことの申出書兼対象企業確認書（様式第29号の32）又は鳥インフルエンザの発生による影響により売上高等が減少したことの申出書兼対象企業確認書（様式第29号の34）の内容を審査し、事実に相違ないと認めたときは、同確認書を交付するものとする。
- ③ 融資実行後、2年を経た経営円滑化貸付で元金の約定返済がなされている貸付については、経営円滑化貸付（3融資対象（1）①ケ及びサを除く）で借り換えることができる。この場合、当初借入額を上限として、月々の返済額を増やさない程度に運転資金の追加融資を認める。
- ④ 3融資対象（1）①キの場合は、全国統一保証制度である「危機関連保証制度」を利用するものとし、「新型コロナウイルス危機対応貸付」と規定する。
- ⑤ 3融資対象（1）①ウ及びエの融資対象・融資条件等は災害の規模・態様に応じて別途定めるものとする。（3融資対象（1）①キの融資条件についても同様の場合がある。）
- ⑥ 3融資対象（1）①ケの場合は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施された新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4号・5号の認定基準の運用緩和に基づき、運用緩和後の認定基準で中小企業信用保険法第2条第5項第4号及び第5号の規定に基づく市町長の認定を受けた者、又は同基準の認定基準を満たす者と金融機関が認める者については、3融資対象（1）①ケの規定に関わらず融資対象とすることができるものとする。
- ⑦ 3融資対象（1）①コは、国の令和2年補正予算に基づく信用保証付融資における保証料・利子減免制度を利用するものとし、「新型コロナウイルス感染症対応資金」と規定する。
- ⑧ 3融資対象（1）①コの場合における「経営者保証免除対応」とは次の（ア）及び（イ）を満たす場合に、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証を免除することとする。
 - (ア) 直近の決算書が資産超過であること
 - (イ) 法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

- ⑨ 3 融資対象 (1) ①コの場合、借換保証制度要綱 (平成15年1月31日付け平成15・01・30中庁第1号) の定めにかかわらず、次の (ア) 又は (イ) の保証を責任共有制度の対象外 (100%保証) となる本制度の保証で借換えることができるものとする。
- (ア) 令和2年1月29日以降から本制度取扱い開始日前日までに貸付実行された責任共有制度の対象となる保証
- (イ) 責任共有制度の対象となる本制度の保証
また、次に掲げる場合を除き、他の金融機関扱いの本制度の保証を本制度の保証で借換えることはできないものとする。
- (ウ) 責任共有制度の対象となる本制度の保証を、責任共有制度対象外 (100%保証) となる本制度の保証で借換える場合
- (エ) 法人代表者の連帯保証が付された本制度の保証を、経営者保証免除対応を適用した本制度の保証で借換える場合
なお、3 融資対象 (1) ①コ(ウ)の場合、危機関連保証制度要綱 (平成29年10月25日付け20171023中庁第1号) を適用しないものとする。
- ⑩ 3 融資対象 (1) ①コの場合、借換えの対象とできる融資は原則信用保証協会の保証付融資のみとする。
- ⑪ 3 融資対象 (1) ①コの場合、取扱金融機関は、据置期間が1年を超える場合、据置期間中モニタリングを行い、半年に一度、信用保証協会に対し、その内容を報告するものとする。ただし、報告について、令和2年12月31日までは当該報告を猶予することができる。なお、取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
- ⑫ 3 融資対象 (1) ①コの場合、第1章総則第14の12の規定を適用しないものとする。
- ⑬ 3 融資対象 (1) ①サの場合、保証料全額を県が兵庫県信用保証協会へ直接補助する。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、補助対象外とする。

(2) 連鎖倒産防止貸付の運用について

- ① 商工会議所及び商工会は、融資希望者から提出のあった兵庫県連鎖倒産防止貸付対象企業認定申請書 (様式第27号) の内容を審査し、事実と相違ないと認めたときは、同認定書を交付するものとする。
- ② 市町は、融資希望者から提出のあった中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定申請書 (様式第28号) の内容を審査し、事実と相違ないと認めたときは、同認定書を交付するものとする。
- ③ 市町は、融資希望者から提出のあった中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定による認定申請書 (様式第28号の2、様式第28号の3、様式第28号の4、様式第28号の5のいずれか) の内容を審査し、事実と相違ないと認めたときは、同認定書を交付するものとする。

(3) 金融変化対策貸付の運用について

- ① 正常な取引とは、中小企業金融安定化特別保証制度 (平成12年度で終了) のネガティブリストに該当しない取引をいう。
- ② 市町は、融資希望者から提出のあった中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定による認定申請書 (様式第29号の13) の内容を審査し、事実と相違ないと認めたときは同認定書を交付するものとする。
- ③ 取扱金融機関は、融資希望者から提出のあった兵庫県金融変化対策貸付融資事業取引確認願 (様式第29号の12) の内容を審査し、事実と相違ないと認めたときは、同確認書を交付するものとする。

- ④ 市町は、融資希望者から提出のあった中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による認定申請書（様式第29号の14）の内容を審査し、事実と相違ないと認めるときは同認定書を交付するものとする。

(4) 企業再生貸付の運用について

- ① 市町は、融資希望者から提出のあった中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定による認定申請書（様式第29号の15）の内容を審査し、事実と相違ないと認めるときは同認定書を交付するものとする。
- ② 法的再生の場合については、事業再生保証制度による保証が必要であることから、融資期間を10年以内とする。
- ③ 私的整理の場合については、事業再生円滑化関連保証制度による保証が必要であることから、融資期間を3年以内とする。
- ④ 経営改善サポートの場合については、事業再生計画実施関連保証制度による保証が必要であることから、据置期間を1年以内とする。

(5) 経営力強化貸付の運用について

- ① 取扱金融機関は当該中小企業者等から、四半期に1回、事業計画の実行状況の報告を受けるものとする。
- ② 取扱金融機関は、原則として年1回当該中小企業者等の事業年度毎に、保証協会に対して、事業計画の実行状況とともに、取扱金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告しなければならない。
- ③ 取扱金融機関は当該中小企業者等の事業計画の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、当該中小企業者等に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。
- ④ 申込人が策定する事業計画書は、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。
 - ア 計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の期間とし、原則として同5事業年度を最長の期間とすること
 - イ 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策を記載すること
 - ウ 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画を記載すること
- ⑤ 設備資金と運転資金が混在した資金の融資期間は、7年以内とする。
- ⑥ この融資は責任共有制度の対象となるが、責任共有制度対象外の既往借入金のみを同額以下で借り換える場合は、責任共有制度の対象外となる。

(6) 借換等貸付の運用について

- ① 融資制度又は神戸市融資制度及び保証付融資の既往借入金が多数ある場合に、これらを一本化して借換することができるが、この場合に少なくとも融資制度又は神戸市融資制度のうち一本は、融資実行後2年を経たものであること。
- ② 取扱金融機関は、融資希望者から提出のあった新型コロナウイルス感染症流行の影響により売上高等が減少したことの申出書兼対象企業確認書（様式第29号の32）の内容を審査し、事実と相違ないと認めるときは、同確認書を交付するものとする。
- ③ 3融資対象（2）①イの場合は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施された新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4号・5号の認定基準の運用緩和に基づき、運用緩和後の認定基準で中小企業信用保険法第2条第5項第4号及び第5号の

規定に基づく市町長の認定を受けた者、又は同基準の認定基準を満たす者と金融機関が認める者については、3 融資対象（2）①イ(ア)から(エ)の規定に関わらず融資対象とすることができるものとする。

第17 一般事業融資

1 融資枠及び融資区分

資金名	長期資金	短期資金		
		1年以内	6か月以内	貿易貸付
融資枠	300億円	80億円		

資金名	小規模資金			経営活性化資金
	小規模無担保貸付	無担保・無保証人貸付	特別小規模貸付	
融資枠	20億円	10億円	120億円	150億円

2 資金措置

区分	資金名	長期資金	短期資金		
			1年以内	6か月以内	貿易貸付
預託額		187億5,000万円以内	8億6,956万円以内		
貸付利率 預託利率		無利息			
預託期間		令和2年4月1日から令和3年3月31日まで ただし、長期資金(組合共同事業)は、令和2年度を含み、11か年度以内			

区分	資金名	小規模資金			経営活性化資金
		小規模無担保貸付	無担保・無保証人貸付	特別小規模貸付	
預託額		2億9,411万円以内	1億6,666万円以内	20億円以内	—
		令和3年度以降は、県が予算の範囲内で別途算出した額			
貸付利率 預託利率		無利息			—
預託期間		令和2年度を含み、8か年度以内			—

3 融資対象

(1) 長期資金

次のアからウまでのいずれかに該当する者

- ア 県内で事業を営む者
- イ 組合等の組合員
- ウ 共同生産、共同販売その他の共同事業を行う組合等

(2) 短期資金

① 一般貸付

次のア又はイのいずれかに該当する中小企業者等

- ア 県内で事業を営む者
- イ 組合等の組合員

② 貿易貸付

ア 輸出

県内で輸出品の取引又は製造(加工を含む。)を行う事業所を有する資本金1億円以下の輸出業者(直接輸出業務を行う製造業者を含む。以下「輸出業者」という。)、輸出品集荷業者及び輸出品製造業者で、次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する者

- (ア) 海外輸入業者との間に輸出に関し、輸出契約を直接締結した輸出業者
- (イ) 輸出業者から輸出品の製造又は集荷について直接発注を受けた製造業者及び集荷業者

(ウ) 輸出業者が輸出品の仕上加工する場合に、その輸出業者から直接発注を受けた輸出品原材料の製造業者及び集荷業者

イ 輸入

県内で輸入業務を直接行う資本金1億円以下の業者

(3) 小規模資金

① 小規模無担保貸付

常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業は5人。ただし、中小企業者のうち別途政令で定める業種については当該政令で定める人数）以下であり、この資金の融資申込額を含めて、保証協会の保証残高が4,500万円以内の中小企業者等で次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 県内で事業を営む者

イ 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者

② 無担保・無保証人貸付

県内で引き続き1年以上同一事業を営み、常時使用する従業員の数が20人（商業、サービス業は5人。ただし、中小企業者のうち別途政令で定める業種については当該政令で定める人数）以下で、この資金の融資申込額を含めて保証協会の保証残高が2,000万円以内であって、次のア及びイに該当する中小企業者等（ただし、組合等を除く。）

ア 担保及び保証人の提供が困難な者

イ 次のいずれかについて、融資申込前1年間において納期（延納、納税の猶予又は納期の延長に係る期限を含む。）が到来した税額がある者であって、当該税額（延納、納税の猶予又は納期の延長があった場合は、これに係る期限が当該申込の日の翌日以降に到来するものを除く。）を完納している者

(ア) 源泉徴収による所得税以外の所得税（法人の場合は法人税）

(イ) 事業税又は県民税若しくは市町民税の所得割（法人の場合は法人税割。ただし、地方税法の規定による障害者控除額、老年者控除額又は寡婦控除額を控除されたことにより、県民税又は市町民税の所得割の税額がなくなった者である場合は均等割）

③ 特別小規模貸付

常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業は5人。ただし、別途政令で定める業種については当該政令で定める人数）以下であり、この資金の融資申込額を含めて、保証協会の保証残高が2,000万円以内の中小企業者等で次のア又はイのいずれかに該当する者（ただし、医業を主たる事業とするNPO法人以外のNPO法人を除く。）

ア 県内で事業を営む者

イ 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする者

(4) 経営活性化資金

次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 県内で引き続き1年以上同一事業を営み、取扱金融機関と1年以上の与信取引のある中小企業者等（ただし、組合等を除く。）ただし、個人事業主については、青色申告を行っている者

イ アに該当する者で、かつ、令和元年度新型コロナウイルス感染症の流行に起因して、その事業に係る影響を受け、最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している者

4 資金使途

(1) 長期資金

運転資金とする。ただし、運転資金の金額未満で設備資金が必要となる場合、運転資金と一本化して融資対象とすることができる。

また、組合等の組合員が必要とする場合（組合転貸）や、組合等が中小企業高度化資金の対象とならない共同事業を実施する場合（組合協同事業）は、事業実施のために必要とする設備資金

及び運転資金とする。

(2) 短期資金

① 一般貸付

運転資金とする（組合転貸を含む）。

② 貿易貸付

ア 輸出

船積みまでに必要とする前渡資金、集荷資金及び製造資金とする。

イ 輸入

次に掲げる資金とする。

(ア) 信用状開設に必要とする保証金

(イ) 輸入貨物の貸し渡しに必要とする保証金（運賃、輸入税等諸経費を含む。）

(ウ) 一覧払輸入手形の決済に必要とする資金

(エ) ユーザンス手形の決済に必要とする資金

ただし、輸入割当品目及び本県地場産業と著しく競合すると認められる商品（半製品を除く。）を除く。

(3) 小規模資金

設備資金及び運転資金とする。

なお、小規模無担保貸付及び特別小規模貸付において、県外から進出しこれから事業を営もうとする場合は、設備資金に限る。

(4) 経営活性化資金

設備資金及び運転資金とする。ただし、3(4)イに該当する場合は運転資金とする。

5 融資条件

融資条件	資金名	長期資金
	融資限度額	1企業・1組合員 5,000万円 共同事業を行う組合等 1組合 1億円
融資期間	10年以内	
融資利率	年1.50%	
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる。	
返済方法	元金均等月賦返済（うち据置2年以内）	
担保・連帯保証人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。（第三者保証人不要）	
信用保証	原則として保証が必要	

融資条件	短期資金		
	一般貸付		貿易貸付
	運転資金		輸出・輸入
融資限度額	1企業・1組合員 3,000万円		1件 3,000万円
融資期間	1年以内	6か月以内	6か月以内（注1）
融資利率	年1.50%		
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる。		
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。		
担保・連帯保証人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。（第三者保証人不要）		
信用保証	原則として保証が必要		

（注1）信用状開設保証金は、6か月以内に貸渡しがあつたときは、その日まで。

資金名 融資条件	小規模資金	
	小規模無担保貸付	無担保・無保証人貸付
融資限度額	1企業・1組合 2,500万円 ただし、本融資額と既存の貸付残高を含めて4,500万円以内	1企業2,000万円 ただし、本融資額と既存の保証付融資残高を含む
融資期間	7年以内	
融資利率	年1.40%	年1.20%
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる。	
返済方法	元金均等月賦返済（うち据置6か月以内）	
連帯保証人	保証協会の定めるところによる。（第三者保証人不要）	不要。 ただし、融資申込者が会社の場合で中小企業信用保険法に規定する特別小口保険が付保されない者については、保証協会の定めるところによる。
担保	不要	
信用保証	保証が必要	

資金名 融資条件	小規模資金	
	特別小規模貸付	
融資限度額	1企業・1組合 2,000万円 ただし、本融資額と既存の保証付融資残高を含む	
融資期間	7年以内	
融資利率	年1.20%	
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる。	
返済方法	元金均等月賦返済（うち据置6か月以内）	
担保・連帯保証人	保証協会の定めるところによる。（第三者保証人不要）	
信用保証	保証が必要	

資金名 融資条件	経営活性化資金		
	3(4)アの場合		3(4)イの場合
	設備資金	運転資金のみ	
融資限度額	1企業 5,000万円	1企業 3,000万円	1企業 5,000万円
	かつ、この資金の融資申込額を含めた総保証残高が直近決算書の年商の2分の1以内		かつ、この資金の融資申込額を含めた総保証残高が直近決算書の年商以内
融資期間	7年以内	5年以内	10年以内
融資利率	金融機関所定		
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる。		
返済方法	元金均等月賦返済 （うち据置1年以内）	元金均等月賦返済 （うち据置6か月以内）	元金均等月賦返済 （うち据置1年以内）
担保	不要		
連帯保証人	保証協会の定めるところによる。（第三者保証人不要）		
信用保証	保証が必要		

6 申込書類

(1) 長期資金（組合転貸及び組合共同事業を除く）、短期資金（組合転貸を除く一般貸付）

① 融資申込書

- ・ (信用保証が必要な場合) 信用保証委託申込書 (様式第 1 号) 1 部
- ・ (信用保証が不要な場合) 兵庫県中小企業融資申込書 (様式第 3 号) 1 部
- ② 添付書類
 - ア 運転資金の金額未済で設備資金が必要となる場合については、設備の概要・金額が分かる資料 (カタログ、仕様書、見積書 (写) 等) 1 部
 - イ 印鑑証明書 (保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) 1 部
- (2) 長期資金 (組合転貸)、短期資金 (組合転貸)
 - ① 融資申込書
 - ・ (信用保証が必要な場合) 信用保証委託申込書 (様式第 1 号) 1 部
 - ・ (信用保証が不要な場合)
 - 兵庫県長期・短期資金・こうべ季節貸付 (組合転貸) 融資申込書 (様式第 4 号) . . . 1 部
 - ② 添付書類
 - ア 設備資金については、設備の概要・金額が分かる資料 (カタログ、仕様書、新設・増改築施設の設計図、見積書 (写) 等) 1 部
 - イ 印鑑証明書 (保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) 1 部
- (3) 長期資金 (組合共同事業)
 - ① 融資申込書
 - ・ (信用保証が必要な場合) 信用保証委託申込書 (様式第 1 号) 1 部
 - ・ (信用保証が不要な場合) 兵庫県長期資金 (組合共同事業) 融資申込書 (様式第 5 号) 1 部
 - ② 添付書類
 - ア 兵庫県長期資金 (組合共同事業) 推薦書 (様式第 6 号) 1 部
 - イ 設備資金については、設備の概要・金額が分かる資料 (カタログ、仕様書、新設・増改築施設の設計図、見積書 (写) 等) 1 部
 - ウ 印鑑証明書 (保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) 1 部
- (4) 短期資金 (貿易貸付)
 - ① 輸出
 - ア 融資申込書
 - ・ (信用保証が必要な場合) 信用保証委託申込書 (様式第 1 号) 1 部
 - ・ (信用保証が不要な場合) 兵庫県中小企業融資申込書 (様式第 3 号) 1 部
 - イ 添付書類
 - (ア) 信用状の (写) 1 部
 - (イ) 輸出契約の成立を証明する書類の (写)
 - [信用状未着又は信用状なしの輸出契約の場合] 1 部
 - (ウ) 輸出品であることを証明する輸出業者からの発注書の (写)
 - [輸出品製造業者又は輸出品集荷業者の場合] 1 部
 - (エ) 印鑑証明書 (保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) 1 部
 - ② 輸入
 - ア 融資申込書
 - ・ (信用保証が必要な場合) 信用保証委託申込書 (様式第 1 号) 1 部
 - ・ (信用保証が不要な場合) 兵庫県中小企業融資申込書 (様式第 3 号) 1 部
 - イ 添付書類
 - (ア) 輸入契約書又は信用状の (写) 1 部
 - (イ) 印鑑証明書 (保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。) 1 部
- (5) 小規模資金
 - ① 小規模無担保貸付

- ア 融資申込書
 - ・ 信用保証委託申込書（様式第1号）・・・・・・・・・・ 1部
- イ 添付書類
 - (ア) 設備資金については、設備の概要・金額が分かる資料（カタログ、仕様書、新設・増改築施設の設計図、見積書（写）等）・・・・・・・・・・ 1部
 - (イ) 兵庫県進出事業計画書（様式第3号の2）
 [県内での事業歴がなく、県外から新たに進出する場合]・・・・・・・・・・ 1部
 - (ウ) 印鑑証明書（保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。）・・・・・・・・・・ 1部
- ② 無担保・無保証人貸付
 - ア 融資申込書
 - ・ 信用保証委託申込書（様式第1号）・・・・・・・・・・ 1部
 - イ 添付書類
 - (ア) 納税証明書（事業税については県の所定のもの又は県民税若しくは市町民税については所定のもの）・・・・・・・・・・ 1部
 - (イ) 設備資金については、設備の概要・金額が分かる資料（カタログ、仕様書、新設・増改築施設の設計図、見積書（写）等）・・・・・・・・・・ 1部
 - (ウ) 印鑑証明書（保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。）・・・・・・・・・・ 1部
- ③ 特別小規模貸付
 - ア 融資申込書
 - ・ 信用保証委託申込書（様式第1号）・・・・・・・・・・ 1部
 - イ 添付書類
 - (ア) 設備資金については、設備・金額の概要が分かる資料（カタログ、仕様書、新設・増改築施設の設計図、見積書（写）等）・・・・・・・・・・ 1部
 - (イ) 兵庫県進出事業計画書（様式第3号の2）
 [県内での事業歴がなく、県外から新たに進出する場合]・・・・・・・・・・ 1部
 - (ウ) 印鑑証明書（保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。）・・・・・・・・・・ 1部
- (6) 経営活性化資金
 - ① 融資申込書
 - ・ 信用保証委託申込書（様式第1号）・・・・・・・・・・ 1部
 - ② 添付書類
 - ア 「経営活性化資金」事前相談書（保証協会の定めるところによる。）・・・・・・・・・・ 1部
 - イ 「経営活性化資金」事前相談回答書（保証協会の定めるところによる。）・・・・・・・・・・ 1部
 - ウ 設備資金については、設備の概要・金額が分かる資料（カタログ、仕様書、新設・増改築施設の設計図、見積書（写）等）・・・・・・・・・・ 1部
 - エ 新型コロナウイルス感染症流行の影響により売上高等が減少したことの申出書兼対象企業確認書（様式第29号の32）、又は中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定書、若しくは中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定書
 [3（4）イ（新型コロナウイルス感染症流行の影響により売上が減少している）場合]・・・・・・・・・・ 1部
 - オ 印鑑証明書（保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。）・・・・・・・・・・ 1部

7 その他

- (1) 特別小規模貸付について
 - 全国統一保証制度である「小口零細企業保証制度」を利用するものとする。
- (2) 経営活性化資金について
 - ① 取扱金融機関は、融資希望者から提出のあった新型コロナウイルス感染症流行の影響により売上高等が減少したことの申出書兼対象企業確認書（様式第29号の32）の内容を審査し、事実に相違ないと認めるときは、同確認書を交付するものとする。
 - ② 3融資対象（4）イの場合は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施された新型コ

新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4号・5号の認定基準の運用緩和に基づき、運用緩和後の認定基準で中小企業信用保険法第2条第5項第4号及び第5号の規定に基づく市町長の認定を受けた者、又は同基準の認定基準を満たす者と金融機関が認める者については、3融資対象(4)イの規定に関わらず融資対象とすることができるものとする。

第18 神戸市独自資金

1 融資枠及び融資区分

資金名	こうべ挑戦企業支援貸付	こうべ経済変動対策貸付	こうべ季節貸付
融資枠	3億円	11億円	30億円

資金名	小規模無担保貸付 －こうべ小規模	無担保・無保証人貸付 －こうべ無担保	特別小規模貸付 －こうべおうえん	こうべ 若者支援貸付
融資枠	5億円	1億円	60億円	10億円

2 資金措置

資金名 区分	こうべ挑戦企業支援貸付	こうべ経済変動対策貸付	こうべ季節貸付
預託額	1億4,404万円以内	5億円以内	4億6,875万円以内
貸付利率 預託利率	無利息		
預託期間	令和2年度を含み、11か年度以内		令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

資金名 区分	小規模無担保貸付 －こうべ小規模	無担保・無保証人貸付 －こうべ無担保	特別小規模貸付 －こうべおうえん	こうべ 若者支援貸付
預託額	7,352万円以内	1,666万円以内	10億円以内	1億6,666万 円以内
貸付利率 預託利率	無利息			
預託期間	令和2年度を含み、8か年度以内			

3 融資対象

神戸市に主たる事業所を有し、事業を営んでいる中小企業者等であり、かつ当該事業に係る市民税を滞納していない者で、次の資金区分ごとに定める者

(1) こうべ挑戦企業支援貸付

次の①又は②のいずれかに該当する者（①、②アについては市外からの進出予定者を含む）。

① 市外を含めて1年以上同一事業を引き続き経営し、拡張又は転換後の業種も融資制度の対象である者（業種の拡張又は転換後1年未満の者を含む）

② 次のア、イのいずれかに該当する者（業種の拡張又は転換後1年未満の者を含む）。

ア 生産能力増大、新商品の生産、販売能力増大、新市場への進出や研究開発等のための設備投資によって、次の(ア)、(イ)のいずれかに該当する者。ただし、被雇用者は、常時使用する従業員（雇用保険台帳等により確認可能な者）に限る。

(ア) 融資申込前1年以内に、新たに1人以上の雇用増があったこと。

(イ) 融資申込後1年以内に、新たに1人以上の雇用増が見込まれること。

イ 次の(ア)、(イ)のいずれかに該当する者。

(ア) 融資申込前1年以内に、新たに1人以上の非正規雇用から正規雇用への転換があったこと。

(イ) 融資申込後1年以内に、新たに1人以上の非正規雇用から正規雇用への転換が見込まれること。

(2) こうべ経済変動対策貸付

必要に応じ、別途定める。

- (3) こうべ季節貸付
夏季、冬季又は年度末における運転資金を必要とする者
- (4) 小規模無担保貸付ーこうべ小規模
常時使用する従業員の数が20人（商業、サービス業は5人。ただし、会社及び個人のうち別途政令で定める業種については、当該政令で定める人数）以下の者。なお、市外からの進出予定者を含む。
- (5) 無担保・無保証人貸付ーこうべ無担保
次の①から③の全てに該当する者（ただし、組合等を除く。）
① 常時使用する従業員の数が20人（商業、サービス業は5人。ただし、会社及び個人のうち別途政令で定める業種については、当該政令で定める人数）以下の者
② この資金の融資申込額を含めて、保証協会の保証残高が2,000万円以内の者
③ 融資申込前1年間に於いて納期が到来した税額がある者であって、当該税額を完納している者
- (6) 特別小規模貸付ーこうべおうえん
次のいずれにも該当する者。なお、市外からの進出予定者を含む。
① 常時使用する従業員の数が20人（商業、サービス業は5人。ただし、会社及び個人のうち別途政令で定める業種については、当該政令で定める人数）以下の者
② この資金の融資申込額を含めて、保証協会の保証残高が2,000万円以内の者
- (7) こうべ若者支援貸付
次の①から③の全てに該当する者
① 常時使用する従業員の数が20人（商業、サービス業は5人。ただし、会社及び個人のうち別途政令で定める業種については、当該政令で定める人数）以下の者
② 事業を営んでいない者が営業を開始して5年未満の者
③ 40歳未満の者（会社の場合は代表者）

4 資金使途

- (1) こうべ挑戦企業支援貸付
3 (1) ①に該当する場合は、運転資金及び設備資金とする。ただし、市外からの進出予定者は設備資金のみとする。
3 (1) ②アに該当する場合は、事業拡大に伴う設備資金及びこれに附帯する運転資金とする。ただし、運転資金のみの申込みは不可とする。また、市外からの進出予定者は設備資金のみとする。
3 (1) ②イに該当する場合は、運転資金とする。
- (2) こうべ経済変動対策貸付
必要に応じ、別途定める。
- (3) こうべ季節貸付
運転資金とする。
- (4) 小規模無担保貸付ーこうべ小規模、無担保・無保証人貸付ーこうべ無担保及び特別小規模貸付ーこうべおうえん、こうべ若者支援貸付
設備資金及び運転資金とする。
なお、小規模無担保貸付ーこうべ小規模及び特別小規模貸付ーこうべおうえん、こうべ若者支援貸付において、市外からの進出予定者の場合は、設備資金に限る。

5 融資条件

融資条件	資金名	こうべ挑戦企業支援貸付
融資限度額		1企業・1組合 1億円
融資期間		融資対象者①②ア 10年以内 融資対象者②イ 7年以内
融資利率		融資対象者① 年0.85% 融資対象者② 年0.80%
融資方法		取扱金融機関の定めるところによる。
返済方法		元金均等月賦返済（うち据置2年以内）
担保・連帯保証人		保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。（第三者保証人不要）
信用保証		原則として保証が必要

融資条件	資金名	こうべ経済変動対策貸付	こうべ季節貸付
融資限度額		必要に応じ、別途定める	受付期間ごとに、1企業4,000万円、1組合6,000万円（ただし本貸付に係る保証残高が既にある場合は、限度額から残高を引いた額まで）
融資期間			6か月以内
融資利率			別途定める
融資方法			取扱金融機関の定めるところによる。
返済方法			取扱金融機関の定めるところによる。
担保・連帯保証人			保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる。（第三者保証人不要）
信用保証			原則として保証が必要

融資条件	資金名	小規模無担保貸付 －こうべ小規模	無担保・無保証人貸付 －こうべ無担保
融資限度額		1企業・1組合 400万円	1企業 400万円 ただし、本融資額と既存の保証付融資残高を含めて2,000万円以内とする
融資期間			7年以内
融資利率		年1.40%	年1.20%
融資方法		取扱金融機関の定めるところによる。	
返済方法		元金均等月賦返済（うち据置1年以内。ただし、資金用途の全てが設備資金の場合は1年6か月以内。）	
連帯保証人		保証協会の定めるところによる。（第三者保証人不要）	不要。 ただし、融資申込者が会社の場合で中小企業信用保険法に規定する特別小口保険が付保されない者については、保証協会の定めるところによる。
担保			不要
信用保証		原則として保証が必要	保証が必要

融資条件	資金名	特別小規模貸付 －こうべおうえん	こうべ若者支援貸付
融資限度額		1企業・1組合 400万円 ただし、本融資額と既存の保証付融資残高を含めて2,000万円以内とする	1企業 400万円
融資期間		7年以内	
融資利率		年1.20%	
融資方法		取扱金融機関の定めるところによる。	
返済方法		元金均等月賦返済（うち据置1年以内。ただし、資金用途の全てが設備資金の場合は1年6か月以内。）	
担保・連帯保証人		保証協会の定めるところによる。（第三者保証人不要）	
信用保証		保証が必要	

6 申込書類

(1) こうべ挑戦企業支援貸付

① 融資申込書

- ・（信用保証が必要な場合）信用保証委託申込書（様式第1号）・・・1部
- ・（信用保証が不要な場合）兵庫県中小企業融資申込書（様式第3号）・・・1部

② 添付書類

- ア 申込時に納期の到来した直近の市民税の納税証明書・・・1部
- イ 設備資金の場合―設備の概要・金額が分かる資料（カタログ、仕様書、新設・増改築施設の設計図、見積書（写）等）・・・1部
- ウ 神戸市外からの進出の場合―神戸市進出事業計画書（様式第35号）・・・1部
- エ 印鑑証明書（保証協会又は金融機関の定めるところによる。）・・・1部
- オ 以下の対象者区分ごとに定める書類

[3(1)①の場合]

- (ア) こうべ挑戦企業支援資金融資（融資対象者①）事業計画書（様式第36号）
・・・1部

[3(1)②アの場合]

- (ア) こうべ挑戦企業支援資金融資（融資対象者②ア）事業計画書（様式第36号の2）
・・・1部
- (イ) 新規被雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主用）〔写〕等
（設備投資による新規雇用が融資申込後の場合は、融資申込後概ね1年以内に提出）
・・・1部
- (ウ) こうべ挑戦企業支援資金融資（融資対象者②）に係る念書（様式第36号の3）
（設備投資による新規雇用が融資申込後の場合）・・・1部

[3(1)②イの場合]

- (ア) こうべ挑戦企業支援資金融資（融資対象者②イ）事業計画書（様式第36号の4）
・・・1部
- (イ) こうべ挑戦企業支援資金融資（融資対象者②）に係る念書（様式第36号の3）
（非正規雇用から正規雇用への転換が融資申込後の場合）・・・1部
- (ウ) こうべ挑戦企業支援貸付（融資対象者②イ）に係る確認書（様式第36号の5）
（非正規雇用から正規雇用への転換が融資申込後の場合）・・・1部

(2) こうべ経済変動対策貸付

必要に応じ、別途定める。

(3) こうべ季節貸付

① 融資申込書

[信用保証が必要な場合] 信用保証委託申込書（様式第1号）・・・1部

[信用保証が不要な場合]

- ・兵庫県中小企業融資申込書（様式第3号）（組合員転貸以外の場合）・・・1部
- ・兵庫県長期・短期資金・こうべ季節貸付（組合転貸）融資申込書（様式第4号）
（組合転貸の場合）・・・1部

② 添付書類

- ア 申込時に納期の到来した直近の市民税の納税証明書・・・1部
- イ 印鑑証明書（保証協会又は金融機関の定めるところによる。）・・・1部

(4) 小規模無担保貸付―こうべ小規模

① 融資申込書

- ・（信用保証が必要な場合）信用保証委託申込書（様式第1号）・・・1部
- ・（信用保証が不要な場合）兵庫県中小企業融資申込書（様式第3号）・・・1部

② 添付書類

- ア 申込時に納期の到来した直近の市民税の納税証明書 1部
- イ 設備資金の場合―設備の概要・金額が分かる資料（カタログ、仕様書、新設・増
改築施設の設計図、見積書（写）等 1部
- ウ 神戸市進出事業計画書（様式第35号）〔神戸市外からの進出の場合〕 1部
- エ 印鑑証明書（保証協会又は金融機関の定めるところによる。） 1部

(5) 無担保・無保証人貸付―こうべ無担保

- ① 融資申込書
 - ・信用保証委託申込書（様式第1号） 1部
- ② 添付書類
 - ア 設備資金の場合―設備の概要・金額が分かる資料（カタログ、仕様書、新設・増
改築施設の設計図、見積書（写）等） 1部
 - イ 融資申込前1年間に納期の到来した当該事業に係る市民税（所得割又は
法人税割）の納税証明書 1部
 - ウ 印鑑証明書（保証協会又は金融機関の定めるところによる。） 1部

(6) 特別小規模貸付―こうべおうえん

- ① 融資申込書
 - ・信用保証委託申込書（様式第1号） 1部
- ② 添付書類
 - ア 申込時に納期の到来した直近の市民税の納税証明書 1部
 - イ 設備資金の場合―設備の概要・金額が分かる資料（カタログ、仕様書、新設・増
改築施設の設計図、見積書（写）等） 1部
 - ウ 神戸市進出事業計画書（様式第35号）〔神戸市外からの進出の場合〕 1部
 - エ 印鑑証明書（保証協会又は金融機関の定めるところによる。） 1部

(7) こうべ若者支援貸付

- ① 融資申込書
 - ・信用保証委託申込書（様式第1号） 1部
- ② 添付書類
 - ア 申込時に納期の到来した直近の市民税の納税証明書 1部
 - イ 設備資金の場合―設備の概要・金額が分かる資料（カタログ、仕様書、新設・増
改築施設の設計図、見積書（写）等） 1部
 - ウ 神戸市進出事業計画書（様式第35号）〔神戸市外からの進出の場合〕 1部
 - エ 印鑑証明書（保証協会又は金融機関の定めるところによる。） 1部

7 その他

- (1) 特別小規模貸付―こうべおうえん
全国統一保証制度である「小口零細企業保証制度」を利用するものとする。
- (2) こうべ若者支援貸付
「創業関連保証」を利用するものとする。

第19 施行

この要綱は、令和3年2月18日保証承諾分から施行する。